

【一般】「子ども・若者基本条例（骨子案）」に対する意見一覧

A：意見を反映し、案を修正した（意見内容のうちのみを反映したものを含む。） 【7件】
 B：既に案で対応済み 【30件】
 C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく 【31件】
 D：意見を反映できなかった 【23件】
 E：その他 【47件】

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
1	1条	目的	子育て・子育てを融合できる条例の制定を考えているようですが、「埼玉県子ども・若者基本条例」と若者を入れる必要はないのではないかと考えます。別立てで「若者支援条例」案を立案した方がわかりやすいと考えます。 国の子ども基本法によると「子ども」は年齢でとぎれることなく心と身体の成長段階にある人を「子ども」と定義しているため、「子ども基本条例」で十分なのではないかと考えます。	A	本条例は「子ども基本法」上の「子ども」と表現を合わせるとともに、「子ども基本法」や、令和5年12月に閣議決定された「子ども大綱」と同様に、成人年齢に達した青年期の者であっても支援の対象に含まれることを明確にするために、「子ども・若者」と規定したものです。 なお、子ども・若者の定義については、「新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達の過程にあるもの」と明文化し、その範囲をより明確にするための修正を行いました。
2	1条	目的	この条例の対象が、「子ども、保護者だけ」なのか、もしくは「子ども、保護者、そして今は子どもがいない人も含むか」ということは非常に重要なところだと思います。 第1条では「保護者・養育者等」と規定して、説明の資料では、「子どもを生み、育てたいと思う者も含む」と書いてありますが、それであれば、条例に「子どもを生み、育てたいと思う者も含む」ことをしっかりと明記したほうが良いと思います。そうしないと、後々「この保護者・養育者等は、妊産婦のみしか含みません。これから、子どもを生みたいとか、育てたいという人は対象になりません」などと解釈が変わってしまう可能性もあります。 まだ子どもがいない人でも子育てに希望を持つことができることを目的とします、としっかりと明記することは非常に大事だと思います。	A	御意見のとおり、現在子どもがいる方だけではなく、これから子どもを生み、育てようと思う者も対象に含まれることを明確に規定することは重要だと考えます。 そのため、御意見を踏まえ、「保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようと思う者」と規定しました。
3	1条	目的	条例名に権利を入れて「埼玉県子どもの権利条例」として欲しい。 子どもは主体的に自分の権利を、大人は子どもにはどんな権利があるのかを正しく認識し尊重して欲しいからである。	B	本条例は、子どもの権利保障のみならず、子ども・若者の健やかな成長や、保護者・養育者を支えるための政策も盛り込んだ包括的な条例であることを示すため「埼玉県子ども・若者基本条例」としました。 なお、御意見のとおり、子ども・若者が有する権利について、子ども・若者本人やその他大人が正しく認識し、その権利を保障することは非常に重要だと考えます。 そのため、本条例では、第14条において、子ども・若者が有する権利に関する関心と理解を深めることができるよう、県は必要な施策又は措置を講ずることを規定しています。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
4	1条	目的	<p>役割をそれぞれに明確にして、と記載があります。また、総合的に計画的に推進する、との記載もありますが、役割を細分化すればするほど、役割以外には関与しなくなり、結果的に自分の役割以外は知らない。となり、何か問題が起こった時には、たらい回しになるのではないのでしょうか。実際に、いまの行政の多くで、このような事が多いため、総合的に計画的に遂行する責任元を明確にしてください。</p> <p>また、このように記載されることで、こどもに関する事柄において、その一番責任を負うものは保護者であることが薄れてしまうと思いました。あらためて記載するまでも無いかもしれませんが、特段問題なく子育てをしている保護者においては、この条例ができることで、意図せず侵害されることが無いようにして頂きたいです。</p>	B	<p>御意見のとおり、第4条から第9条までに責務及び関係者の役割を規定しています。</p> <p>その上で、第11条第3項において、県の施策として、関係機関及び民間支援団体その他の関係者等の相互の有機的な連携の確保に努めるとともに、その有機的な連携の確保に資するための体制の整備に努めることを規定しています。このことによって、様々な関係者が役割を果たしながらも、相互に連携して、社会全体で子育てや子育てを推進していくことを担保しています。</p> <p>また、本条例は社会全体で子育てを支えていくことを規定しているものであり、保護者が子育てに関する第一義的責任を有することを否定しているものではありません。</p>
5	1条	目的	<p>「施策の推進」は、あくまで手段・方法であり、目的ではない。第1条で述べているこの条例の目的は、結局、「子育て・子育ての推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ということです。しかし、「施策の推進」というのは、ある目的遂行のための手段や方法ではないでしょうか。子ども・若者基本条例で目的とすべきなのは、「日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの権利を保障し、権利の主体として全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現していく」ということではないでしょうか。</p> <p>目的をこのように設定すると、第4条第1項の「県の責務」も、「県は、前条に定める基本理念にのっとり、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする」という表現にした方が良いと思います。「保護者・養育者」「学校・園等」「事業者」などの役割の中にも、これに準じて、子どもの権利の尊重・保障という文言を入れるべきだと思います。</p>	B	<p>基本理念（第3条第1号）において、「子ども・若者が有する権利が保障されること」を規定しています。</p> <p>そのため、県の責務や学校・保育施設等の役割、事業者の役割等において、その基本理念にのっとり、「子どもの権利の尊重・保障」をするための責務や役割を果たすことが前提となっています。</p>
6	1条	目的	<p>国で策定した子ども基本法や子ども大綱をなぞらえた理念条例ではなく、実効性のある条例をもう少し時間をかけて策定してはどうか。また、国・県・市町村の役割や責務の違いをはっきりさせて欲しい。</p>	B	<p>本条例に関しては、体制整備や基本的施策の方向性を示したものであり、具体的な施策については、今後、執行部において策定される計画において規定されるものと想定しています。なお、国の責務につきましては、こども基本法で規定されているとおり、こどもに関する施策を総合的に策定し、実施するものです。本県の責務につきましては、第4条で規定されているとおり、県内のこどもに関する施策を総合的かつ計画的に実施し、及びその充実を図ります。</p> <p>市町村は、こども・若者や保護者・養育者にとって身近な自治体であり、子育ての推進に非常に重要な役割を担っています。一方、市町村と県とは法的に対等な立場に位置付けられているため、市町村の責務や役割を直接定めるのではなく、県は市町村と適切な役割分担を踏まえつつ、市町村と相互に連携を図りながら、子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に実施し、その充実を図るものと考えています。</p>
7	1条	目的	<p><子育て> ・子育てとは、子どもが主役で自発的に探求することを支援することです。子育て、子育てが並列に書かれているように思いますが、そもそも主体が異なるのですから、違和感があります。整理する必要があると思います。</p>	B	<p>本条例では「子育て」を定義し、こどもの育ちそのものへの支援を行うことを重視しました。「子育て」の定義として、こども・若者を主体として、主体性を持って、自分らしく健やかに、かつ、幸せに成長することを支援することを規定しています。</p> <p>一方、「子育て」は保護者が主体としてこども・若者の養育を行うものです。</p> <p>御指摘のとおり、それぞれの主体は異なりますが、本条例ではいずれの支援も行うことを規定しています。</p>

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
8	1条	目的	目的の初めに子どもの権利条約の理念を入れてほしいです。	B	「児童の権利に関する条約」に規定することも・若者が有する権利を保障することについては、第1条（目的）及び第3条（基本理念）に規定されています。
9	1条	目的	子育てという表記について、子どもは自ら成長していくものであるため、あたりまえのことを子育てということばに言い換える必要はないのではないかと考えます。子どもが自ら育っていく力を妨げずその環境を作ることが必要であることを「子育て」という子ども側に強要するような言葉は乱暴ではないかと考えます。この条文の中に、「子育て・子育て」と頻繁にでてくる表現が適当なのか、疑問に感じます。	B	本条例では「子育て」を定義し、子どもが自ら育っていくための環境整備も含め、子ども・若者の育ちそのものへの支援を行うことを重視しました。本条例は社会全体で子ども・若者が主体性を持って成長することができるよう、社会全体で支えていくことを規定しているものであり、子ども・若者側に強要するような趣旨は一切ございません。
10	1条	目的	子ども・若者に焦点を当てた条例とすべきである「こども・若者基本条例」と言いながら、「こども・若者」のものと並列して、「子育て支援」が大きな課題として取り上げられています。もし、この第1条が目的であるならば、条例の名称は「こども・若者、子育て支援基本条例」とでもしないとおかしくなりますね。） もちろん「子育て支援」も非常に大切な課題です。国の方でも、さまざまに名前を変えながらいろんなプランが作成され、実行されてきました。待機児解消などそれなりに成果が上がった施策もありますが、まだまだ課題が多いということも事実です。そういう意味では、「子育て支援」も今後さらに拡充していかなければならない政策です。 しかしながら、これまでの子ども政策は、子どもそのものへの支援、子ども自身が権利の主体として自ら成長して行くことへの支援が弱く、「子育て支援」に偏っていたのではないかと思います。埼玉県における、2022年度の不登校の児童・生徒数は16,914人と過去最高となっています。同年度のいじめの認知件数も34,993件と過去最高となっています。コロナ禍が影響している可能性はありますが、それでもこの数字はとても深刻だと思えます。こうした状況考えた時に、いま条例を作るのであれば、「子育て支援」の問題とは切り離し、まさに「子ども・若者」に焦点を当てて、子どもの権利を保障し、権利の主体として全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現していくということを、第一の目的とした条例とすべきではないかと思います。	B	本条例は、こども・若者の権利を保障し、権利の主体として全てのこども・若者が幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的としています。そして、その目的を達成するために、保護者・養育者への支援も合わせて規定したものです。 これは、子育てに対して悩みや不安を抱えている保護者も多い中、こども・若者が健やかに幸せに成長することができるためには、保護者や養育者も幸せを感じて過ごすことができる環境も必要であるとの考えに基づくものであり、御意見のとおり「子育て支援」も今後さらに拡充していかなければならないと考えているためです。
11	1条	目的	条例の名称を「こどもの権利条例」としてこどもに限定して欲しい。 若者が入ると、定義が曖昧で、かつ発達の主体だけでなく、養育者、教育者、保育者などの立場の若者もあり得るので、わかりにくい条例となってしまう。	D	本条例は、こどもの権利保障のみならず、こども・若者の健やかな成長や、保護者・養育者を支えるための政策も盛り込んだ包括的な条例であることを示すため「埼玉県こども・若者基本条例」としました。本条例は「こども基本法」上の「こども」と表現を合わせるとともに、「こども基本法」や、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」と同様に、成人年齢に達した青年期の者であっても支援の対象に含まれることを明確にするために、「こども・若者」と規定したものです。 なお、こども・若者の定義については、「新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達の過程にあるもの」と明文化し、その範囲をより明確にするための修正を行いました。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
12	1条	目的	<p>子ども・若者が自分らしく健やかに成長できること（＝子育て）そのためにすべての子どもにその有する権利を保障することがこの条例の第一義的目的のはず。であれば安心して子育てする環境整備（＝子育て）を並列に置くことは子育ての視点がぼやける。子育てと子育てを明確に区別しておかないと大人の都合が優先される条例になる危険があるのでは？</p>	D	<p>本条例では「子育て」を定義し、子どもの育ちそのものへの支援を行うことを重視しました。</p> <p>一方、子ども・若者が健やかに幸せに成長することができるためには、保護者や養育者も幸せを感じて過ごすことができる環境も必要であると考えましたことから、権利の主体として全ての子ども・若者が幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的としながらも、その目的を達成するために、保護者・養育者への支援も合わせて規定したものです。</p> <p>なお、第3条第2号の基本理念のとおり、大人の都合ではなく、子ども・若者の最善の利益を優先して考慮する社会を構築していくことを規定しています。</p>
13	1条	目的	<p>「子育て」という用語が生煮えで改めるべき。子どもや若者が権利を持ち主体性を持って成長することをいきなり辞書にも載っていない語にしてしまうのは、大変乱暴である。保護者や養育者の子育てと併記してしまうのも乱暴。大切な条例の目的からして、表現に無理がある。自民党だけでなく、県議会全体から英知を結集して文章化すべきではないだろうか？</p>	D	<p>子ども・若者が自ら育つ力があることを表現する「子育て」に対する支援が非常に重要であると認識しています。そのため、本条例では、「子育て」と合わせて「育ち」を併記することにより、一般的に馴染みのある「子育て」とは異なるものとして「育ち」も支援していくということを明確に示していくという理由により、本条のとおり規定しました。</p>
14	1条	目的	<p>子ども・若者に主体性を求める「子育て」という言葉は、条例の趣旨からは不適切だということです。第1条において「子育て＝子ども・若者が主体性をもって、自分らしく健やかに幸せに成長すること」と規定されています。「主体性」という言葉は、意思の尊重と同時に責任を取るという概念が伴います。若者や子どもに責任を求めることは、子どもの権利条約とは相反する概念です。「子育て」という文言は削除すべきです。</p>	D	<p>本条例の目的は、子ども・若者に責任を取らせることではなく、その年齢や発達に応じ、主体性を育むことであり、「自ら考え、行動する」経験を重ねる中で、責任感も育まれるものと考えています。</p> <p>なお、子ども・若者の責任感が育まれ、自由な社会において、将来的に責任ある生活を送ることができるよう準備させることは「児童の権利に関する条約」においても規定されているものであり、同条約の理念に則しているのではないかと考えています。</p>
15	1条	目的	<p>全て拝見しましたが、背景がわかりません。国が決めたから？各都道府県も決めているから？何か(問題、課題)があってこの条例を可決しようとしているのか？それと、具体的な手段が書かれていないので、条例を決めた後の案でも構わない次のアクションがわからないと、一般の人は理解出来ないのではないかと思います。</p> <p>一般企業では、新しい施策や活動など行う時は、背景(現状の問題と課題)から、あるべき姿を考え、ギャップを出して、対策を講じますが、それがわかりづらい、もしくは記載がないので、何がしたいのかの本質が見えませんでした。</p> <p>※たまたまX(Twitter)を見ていて埼玉県のパブリックコメントとありましたので、思ったことを書いてみました。よって、こんな意見もあるのだなと思って頂いて構いません。</p>	E	<p>提案の背景として、国において、子ども・若者の健やかで幸せな成長を後押しする動きが高まっており、こうした機会を捉え、本県としても、子育て・育ちに関する政策の充実・強化を図る必要があると考えたものです。</p> <p>そのためには、本県における施策の基本的方向性を明確にするとともに、社会全体で子育て・子育てを支える重要性を広く呼び掛ける必要があると考えたことから、その趣旨を盛り込んだ条例を制定したものです。</p> <p>なお、具体的な手段(施策)については、本条例の趣旨を尊重して、今後、執行部において策定される計画において規定されるものと想定しています。</p>

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
16	1条	目的	今ある法律、条例で十分。 新たな条例を作り、新たな利権を作り出し、家族を崩壊させ、新たな公金搾取するNPOを作ろうとしていることが明白。	E	提案の背景として、国において、子ども・若者の健やかで幸せな成長を後押しする動きが高まっており、こうした機会を捉え、本県としても、子育て・子育てに関する政策の充実・強化を図る必要があると考えたものです。 そのためには、本県における施策の基本的方向性を明確にするとともに、社会全体で子育て・子育てを支える重要性を広く呼び掛ける必要があると考えたことから、その趣旨を盛り込んだ条例を制定したものです。 なお、公金の支出に関しては、地方自治法その他の法令に定めるところに従い、当然に適正に処理されるものと考えています。
17	1条	目的	先の児童虐待の時も感じていたが、自民県議連の先走り感を非常に感じてしまう。 前回は感じていたが、一部の県議員たちの功名心なのだろうか？ 他都道府県に先んずる必要はない。むしろ他都道府県からそのような条例がでた場合は、その条例を精査して、埼玉県では進めるべきか退くべきか検討すれば良い。	E	本条例に関しては、令和5年6月にプロジェクトチームを立ち上げてから、1年以上をかけて、他の地方公共団体の取組の視察や、有識者や70を超える関係団体との意見交換などを重ねながら作成したものです。 有識者や関係団体からも具体的な施策の要望や条例化に向けた提言などをいただき、本県としても、本県における施策の基本的方向性を明確にするともに、社会全体で子育て・子育てを支える重要性を広く呼び掛ける必要があると考えたことから、その趣旨を盛り込んだ条例を制定したものです。
18	1条	目的	「子ども・若者が有する権利を保障し、子ども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに幸せに成長」 「保護者・養育者が安心して子育てをすることができる環境」 昨年の虐待禁止条例改正案で自民党埼玉県議団がやろうとしていたことと全く逆であり、信用できない。	E	本条例に関しては、令和5年6月にプロジェクトチームを立ち上げてから、1年以上をかけて、他の地方公共団体の取組の視察や、有識者や70を超える関係団体との意見交換などを重ねながら作成したものです。 有識者や関係団体からも具体的な施策の要望や条例化に向けた提言などをいただき、本県としても、本県における施策の基本的方向性を明確にするとともに、社会全体で子育て・子育てを支える重要性を広く呼び掛ける必要があると考えたことから、その趣旨を盛り込んだ条例を制定したものです。
19	1条	目的	まずなぜ責務や役割をきめるのか疑問です。	E	本条例では、行政の責務並びに学校、事業者、県民等の役割を規定し、それぞれがその役割を果たすことで社会全体で子育て・子育てを支えていくことができるようにしたものです。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
20	1条	目的	<p>まず、なぜこの条例をつくることになったのでしょうか？そのことが前文というものにかかれていないのでは。</p> <p>タイトルからして、子どもの権利条例かと思いましたが、この条例は、県民に対してではなく、自治体への子育て環境整備条例と感じました。子ども・若者基本条例なら子ども・若者のためにあってほしい。後半を読んでいっても、子ども主体であるものではないのですね。</p>	E	<p>背景として、国において、子ども・若者の健やかで幸せな成長を後押しする動きが高まっており、こうした機会を捉え、本県としても、子育て・子育てに関する政策の充実・強化を図る必要があると考えたものです。そのためには、本県における施策の基本的方向性を明確にするとともに、社会全体で子育て・子育てを支える重要性を広く呼び掛ける必要があると考えたことから、その趣旨を盛り込んだ条例を制定したものです。</p> <p>なお、このことは、令和6年9月定例会において、提案代表者が趣旨を説明いたしました。</p> <p>なお、本条例は、子どもの権利保障のみならず、子ども・若者の健やかな成長や、保護者・養育者を支えるための政策も盛り込んだ包括的な条例であると考えております。</p>
21	2条	定義	<p>当骨子案において「子ども」は子ども基本法の定義に依っているが「若者」は子ども基本法にも登場せず、また法的定義はない。</p> <p>子ども・若者育成支援推進法の規定にもとづき策定された「子ども・若者ビジョン」、また子ども大綱では</p> <p>・子ども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）および思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。</p> <p>・若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者、施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象となっている。</p> <p>上記の理解でよいのか？「子育て」を当骨子案では定義づけており、それによれば子育ての主体は子どもであるが、この後に続く条項では「子育て」の主体保護者と述語が混同する文章が見受けられ、混乱している。</p> <p>「子ども」を指導保護の対象から権利主体へ、という「子どもの権利条約」の最も主要なポイントなので、「子育て」なのか「子育て」なのか、ここに関する部分では明確に文章が分離すべき。読んでいて理解に混乱が生じるので、いずれにせよ、第二条では言葉の定義をもっと明確にしてほしい。他の自治体の「子どもの権利条例」に定義される例として一つ挙げる。</p> <p>武蔵野市の第二条では「子ども18歳未満の市民（団体を除きます。）その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者をいいます。」</p>	A	<p>本条例は「子ども基本法」上の「子ども」と表現を合わせるとともに、「子ども基本法」や、令和5年12月に閣議決定された「子ども大綱」と同様に、成人年齢に達した青年期の者であっても支援の対象に含まれることを明確にするために、「子ども・若者」と規定したものです。</p> <p>なお、子ども・若者の定義については、「新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達過程にあるもの」と明文化し、その範囲をより明確にするための修正を行いました。</p>
22	2条	定義	<p><子ども、若者の定義></p> <p>・子どもとは、18歳までの子どものことですか。</p> <p>・若者とは、思春期・青年期30歳くらいまでをいうのですか。</p> <p>非常に分かりにくいです。言葉の定義を明確にする必要があります。</p>	A	<p>従来、各法令で「子ども」とは分類されなかった成人年齢に達した者であっても、その進路に悩み、また、社会的な役割や責任に不安を感じるなど、何らかの支援を必要とする方は少なくありません。</p> <p>そのため、本条例では、基準となる年齢を定めることで必要な支援が分断されることのないよう、「子ども基本法」と同様に、年齢の基準を設けずに規定したものです。</p> <p>その上で、本条例では、成人年齢に達した青年期の者であっても支援の対象に含まれることを明確にするために、「子ども・若者」と規定しました。なお、本条例では、その対象範囲をよりわかりやすくするため、本条例の対象となる、子ども・若者の範囲について、「新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達過程にあるもの」と規定しています。青年期とはおおむね30歳未満の方が想定されますが、施策によっては、30歳以上の方も対象となると考えています。</p>
23	2条	定義	<p>「子育て・子育ての推進に関する施策」という表現は子ども基本法を踏まえ、「子ども施策」という表現が適切だと思う</p>	B	<p>本条例における「子育て・子育てに関する施策」とは「子ども基本法第二条第二項に規定する子ども施策その他の子育て・子育てを社会全体で支え、及び推進する施策をいう」と規定しており、「子ども施策」は、子育て・子育てに関する施策の例示として規定しています。</p>

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
24	2条	定義	<p>「こども、若者」という定義について、今まで、各法に定められた年齢より分断され支援にむずびつかなかった層があることを踏まえ、「若者」を思春期、又は青年期とし、施策によっては大学生や成人年齢であっても若者の定義に含めると、「こども大綱」の規定を反映したものになっていることは評価される。</p> <p>その他、子育て・子育てを推進する施設を民間も含め幅広く定義づけていることも素晴らしいが、官民協働がどこまで浸透しているのかと言う問題ははらんでいるように感じる。</p>	C	<p>「こども・若者」の定義について評価をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本条例では、基準となる年齢を定めることで必要な支援が分断されることのないよう、「こども基本法」と同様に年齢の基準を設けずに規定しました。</p> <p>また、御指摘のとおり、官民協働につきましては非常に重要であるため、第11条第3項において、関係機関及び民間支援団体その他の関係者の相互の有機的な連携の確保に資するための体制の整備に努めることを規定しました。本規定に基づき、官民連携が推進されていくものと考えます。</p>
25	2条	定義	<p>そもそも「こども」と「若者」を一緒に考えている点に違和感を感じる。</p> <p>第2条に言葉の定義が出てくるが、「若者」には成人年齢者も含まれるとある。成人年齢者は明確に対象外とすべき。</p>	D	<p>従来、各法令で「こども」とは分類されなかった成人年齢に達した者であっても、その進路に悩み、また、社会的な役割や責任に不安を感じるなど、何らかの支援を必要とする方は少なくありません。</p> <p>そのため、本条例では、基準となる年齢を定めることで必要な支援が分断されることのないよう、「こども基本法」と同様に年齢の基準を設けずに規定したものです。</p> <p>その上で、本条例では、成人年齢に達した青年期の者であっても支援の対象に含まれることを明確にするために、「こども・若者」と規定しました。</p> <p>なお、こども・若者の定義については、「新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達の過程にあるもの」と明文化し、その範囲をより明確にするための修正を行いました。</p>
26	2条	定義	<p>若者の定義が曖昧ではないかと思います。</p> <p>こどもについても18歳未満と線引きをはっきりさせる方がいいかと思います。</p>	D	<p>従来、各法令で「こども」とは分類されなかった成人年齢に達した者であっても、その進路に悩み、また、社会的な役割や責任に不安を感じるなど、何らかの支援を必要とする方は少なくありません。</p> <p>そのため、本条例では、基準となる年齢を定めることで必要な支援が分断されることのないよう、「こども基本法」と同様に年齢の基準を設けずに規定したものです。</p> <p>その上で、本条例では、成人年齢に達した青年期の者であっても支援の対象に含まれることを明確にするために、「こども・若者」と規定しました。</p> <p>なお、こども・若者の定義については、「新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達の過程にあるもの」と明文化し、その範囲をより明確にするための修正を行いました。</p>
27	2条	定義	<p>「こども」の定義が「心身の発達の過程にある者」となっています。こども基本法でもそうですが、子どもの権利条約が定めている「18歳未満の者」よりも幅を広げて捉えています。「18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう」ということなのですが、20歳でも途切れないうことは、おおむね30歳くらいまでを想定しているのではないかと思います。</p> <p>その一方、「若者」は、条例案では「思春期又は青年期の者」とされています。辞書によって定義は多少異なりますが、思春期はおおむね「12歳から17歳頃までの時期」、青年期は「思春期から20代半ばまでの時期」とされています。ということは、「こども」は「おおむね30歳くらいまでの者」、「若者」は「おおむね12歳から20代半ばまでの者」となり、わざわざ2つの言葉を使っている意味がなくなります。「子ども・若者」という言葉は良いと思います。</p> <p>この言葉は残したいので、「子ども」の定義を、子どもの権利条約で定めている「18歳未満の者」とした方がよいと思います。そうすれば、「こども」の表記も、法律文など以外は、社会一般で使われている「子ども」を使うことができます。</p> <p>埼玉県子どもの権利擁護委員会条例では、「子ども」を「18歳未満の者及びこれに準ずる者として規則で定める者」と定義しています。「これに準ずるものとして規則で定める者」とは、高校等に在学している18歳に達した者をなどを想定しているものと思われます。基本的には、18歳未満の者を「子ども」と考えていると思われます。</p> <p>こうした条例との整合性という点からも、「子ども」は「18歳未満の者」と定義した方がよいと思います。</p>	D	<p>本条例は「こども基本法」上の「こども」と表現を合わせるとともに、「こども基本法」や、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」と同様に、成人年齢に達した青年期の者であっても支援の対象に含まれることを明確にするために、「こども・若者」と規定したものです。</p> <p>なお、こども・若者の定義については、「新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達の過程にあるもの」と明文化し、その範囲をより明確にするための修正を行いました。</p>

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
28	2条	定義	若者をなぜ、この条例の対象にしたのか、思春期、青年期を含めた年齢にしたことで、対象が曖昧になるのではないか、国の子ども基本法では心と身体の成長段階にある人を「子ども」と定義しているのに、思春期、青年期となると13歳から30歳と年齢が特定され、保護者、養育者が対象になる可能性もあり、施策がわかりにくくなるのではないかと考えます。	D	本条例は「子ども基本法」上の「子ども」と表現を合わせるとともに、「子ども基本法」や、令和5年12月に閣議決定された「子ども大綱」と同様に、成人年齢に達した青年期の者であっても支援の対象に含まれることを明確にするために、「子ども・若者」と規定したものです。 なお、本条例では、その対象範囲をよりわかりやすくするため、本条例の対象となる子ども・若者の範囲について、「新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達過程にあるもの」と規定しています。
29	2条	定義	子ども・若者という言葉が多用されていますが、若者には明確な範囲の定めがなく、運用において大混乱を招きかねないことです。第2条の考え方は「大学生や成人年齢の者」と年齢に限定がありません。また「法令上の定義はない」とあるように、根拠法令も判例もありません。各種団体の「青年部」の対象年齢も20代から30代と幅広く、「若者」に対する県民のイメージは様々です。条例として定める以上は、対象者の明確化は不可欠です。 また、子どもの権利の尊重は特別なとりくみが必要であり、若者まで広げることによってとりくみが曖昧になりかねません。若者は削除し「子ども基本条例」とすべきです。	D	本条例は「子ども基本法」上の「子ども」と表現を合わせるとともに、「子ども基本法」や、令和5年12月に閣議決定された「子ども大綱」と同様に、成人年齢に達した青年期の者であっても支援の対象に含まれることを明確にするために、「子ども・若者」と規定したものです。 なお、子ども・若者の定義については、「新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達の過程にあるもの」と明文化し、その範囲をより明確にするための修正を行いました。
30	3条	基本理念	二のところで、こだけ「意見等」とされている理由が分かりませんでした。 説明の資料では「意見等が尊重される」に「思いや考えを含む」とありましたが、それなら、子どもが意見を表明するとき、「意見等を表明する」としなないと、子どもが意見を言うときは思いや考えを伝えるのは認めませんとなってしまいます。 それでは、この条例全部で「意見等を表明する」とか「意見等を聴く」とすればよいかというと、私は違うと思います。 意見を聴くことは大事ですが、今の社会は子どもの意見を聴くことや尊重することも不十分なのに、いきなり子どもの考えや思いも含めて全部やろうというのは現実的でないと思います。 なので、まずは、子どもの意見を聴き、それを尊重することから始めた方がよいと思います。 そうでないと、非常に中途半端な条例になってしまうと思います。	A	御意見のとおり、子ども基本法その他法令や本条例のその他の条項に合わせ、本条を「意見」と規定することとしました。 なお、この「意見」につきましては、本条例全体を通して、その状況に応じて、思いや考えも含まれると捉えています。
31	3条	基本理念	「子どもの最善の利益」ということについて「子どもの最善の利益」という考え方は、子どもの権利条約における大切な原則の一つです。基本条例案の中では、第3条（基本理念）の二で、「子ども・若者の最善の利益が優先して考慮される社会が構築されること」と書かれています。残念ながら、ここでの表現では、子どもの権利条約の理念が正しく表現されていないように感じてしまいます。 「子どもの最善の利益」というのは、子どもの権利条約の中では、子どもに関わるあらゆる施策について、それを検討するに当たってまず第一に深く考えなければならない原則であると定められています。つまり、埼玉県が行う、子どもに関わるあらゆる施策の一つひとつが、「子どもの最善の利益」に照らして適切なかを深く考えなければならないということです。 確かに、基本条例案の「優先して考慮される」という表現は、子ども基本法でも使っている表現ではあります。しかし、私を、これを読んだときに、大人たちが「優先して考慮したんだけど、なかなか上手くいかなくてね」などと言いついでしまう表現ではないかと感じてしまいました。さらに、基本条例案では、このような「社会が構築されること」とされています。一つひとつの施策に対する大原則という扱いではなくて、めざすべき将来の目標のような扱いになってしまっていると感じてしまいます。	B	本条例においても、子ども・若者の最善の利益を最も優先して考慮するということを規定したものとされており、それは子ども基本法その他法令でも同様であると認識しています。 一方、子ども基本法その他法令と本条例で異なる規定とすると、その解釈に誤解が生じてしまう可能性があることから、子ども基本法その他法令と同様の規定としたものです。 なお「社会が構築される」という規定について、県が行う一つひとつの施策に対する大原則であるということも当然含まれています。 その上で、県の施策のみならず、社会全体で子ども・若者の最善の利益を考慮していく、ということを経典的な考え方として規定したものです。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
32	3条	基本理念	「すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される」という基本理念にしっかりとのっとってほしい。 いろんな背景を持っている子どもたちが周縁化されないようにしてほしい。特にマイノリティの子どもたちには話を聞く場をきちんと持ってほしい。	B	マイノリティの子どもたちなど、その意見が聴かれにくい子ども・若者からも意見を聴くことができるよう、第12条第3項で必要な措置を講ずることを規定しています。 いただいたご意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
33	3条	基本理念	基本理念として、「児童の権利に関する条約」だけでなく、「こども基本法」を明記しているところは、大きく賛同します。特に、同法11条は、子どもに関する施策を策定し、実施するなどの場合において、子どもとその養育者の意見を聴くこととなっております。子どもに関する施策が「大人目線」でつくられることが多い現状の中で、極めて重要な規定だと考えます。	C	御賛同いただき、ありがとうございます。 いただいたご意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
34	3条	基本理念	国際条約である児童の権利に関する条約に定義される「子どもの参画の権利」「子ども最善の利益」二つの権利の保障が入っている。この権利の保障は大人にとって大変難しいことが多いのもう少し丁寧に書き込んでほしい。 後段に定められている子ども・若者からの意見聴取などでも、十分配慮は必要になってくる。例えば、こどもの最善の利益が大人の側で決まるなど	C	御意見のとおり、こども家庭庁が令和5年度に実施した調査によれば「こどもは権利の主体である」と思う人の割合は54.4%とのことであり、こども・若者の権利の保障は十分に周知されていないものと考えます。 そのため、第14条において、こども・若者の有する権利に関する県民等の関心及び理解を深めるため、児童の権利に関する条約の趣旨及び内容に関する周知啓発その他の必要な措置を講ずることを規定しています。 御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
35	3条	基本理念	県民の多くの方々におかれては、生存し健全に成長していく権利については理解できるものの、子どもが「参画する権利」には、まだ十分に浸透しきっていないのではないのでしょうか。 ですから、子どもには元々育つ力があることを表現する「子育て」と（基本理念）第3条の一に示された「自己に関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保される」のつながりをもっと丁寧に解説する文言を盛り込む必要があります。	C	御意見のとおり、こども・若者の意見を表明する権利や社会に参画する権利は社会に十分に浸透していないと考え、第14条において、こども・若者の有する権利に関する県民等の関心及び理解を深めるために必要な措置を講ずることを規定しており、御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有するとともに、県議会としても様々な機会を捉えて、子どもが参画する権利の浸透に努めてまいりたいと考えております。 本条例においては、こども・若者の健やかな「子育て」を実現するために、基本理念の考え方に則り、子育てが推進されることを規定しています。 そのため、こども・若者の意見を表明する権利や社会に参画する権利を含め、こども・若者が有する権利が保障されることや、社会全体で子育て・子育てが支えられることにより、こども・若者の健やかな「子育て」が実現されると整理しています。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
36	3条	基本理念	<p>全ての子ども、と記載がありますが、これは、外国籍を有する子どもも対象でしょうか？</p> <p>対象であるならば、生まれ持った文化や慣習が違うので、それ全てを受け入れるのは、無理が生じると思います。</p> <p>仮に、その地域や学校で大事にしている文化や慣習を、一人の意見を尊重するあまりに、無くすようなことがあっては、他の子どもの楽しみを奪うことにもなりかねません。</p> <p>全ての子ども、の範囲を明確にするか、相反する主張が起きた場合、どちらを優先するのかについても分かりやすくしてください。</p>	D	<p>本条例では外国籍を有する子ども・若者も対象としています。</p> <p>なお、相反する意見が出された場合は、それらの意見を尊重した上で、子ども・若者の最善の利益を図る観点から判断されることを想定しています。子どもの最善の利益とは、個別の事案ごとに判断されるものであり、その個人的な背景や状況、ニーズなどを考慮して総合的に判断される必要があると考えています。</p>
37	3条	基本理念	<p>差別されない権利を掲げながらも、朝鮮人学校への差別が歴然として存在していることはよろしくないと考えます。</p>	E	<p>本条例は、埼玉県内の全ての人に対して適用され、「子ども・若者」には外国籍の方も含まれます。</p> <p>本条例では、子ども・若者が有する教育を受ける権利も保障しており、人種や国籍のみを理由として、その権利が侵害されてはならないと考えます。</p> <p>なお、個別具体の事項についての回答は控えさせていただきます。</p>
38	3条	基本理念	<p>反対です。全般に受ける印象は、まるで共産主義的教育方法を、義務教育化したいがための法的整備に受け止めます。</p> <p>子どものLGBTQ化を推進し易くし、特定の業者を取り込み易くする目的が見えています。</p>	E	<p>各種支援の実施に当たっては、地方自治法その他の法令の定めるところにより、当然に適正に事務が行われるものであり、本条例をもって特定の民間事業者（団体）が有利になることはありません。</p>
39	3条	基本理念	<p>第一項に人種、国籍、性別によって差別しないとおかしい。</p> <p>法を犯す外国人が、埼玉には大勢いる。法を犯す者は、速やかに帰国してもらいたい。国籍によって対応は変わってしかるべきだ。</p> <p>ルールを守る外国人はこの限りではない。</p>	E	<p>本規定は人種、国籍、性別を理由に差別しないというものです。御指摘の例については、刑法、入国管理法などの関係法令に定めるところに従い、対応されるものと考えています。</p>

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
40	3条	基本理念	3条に性別による差別を行わないとあるが、今現在男子校が差別の対象である。 岸田総理の名で国会の答弁する書が出ているのにも関わらず、別学が認められないのは、埼玉県は日本ではないのかと甚だ疑問である。	E	本条例の基本理念（第3条第1号）において、性別等にかかわらず、憲法や児童の権利に関する条約の通り、子ども・若者の有する権利を保障することが規定されており、その子ども・若者の有する権利には教育を受ける権利も含まれます。 なお、個別具体的な事項についての回答は控えさせていただきます。
41	3条	基本理念	子育てという語に無理があるので、理念三「保護者・養育者」が主語なのに「子育ての推進」とあるのは論が通らない。保護者が養育に努めることと、子どもや若者が主体的に成長することは別次元。	E	第3条第3号は、保護者・養育者等が子育て・子育てに希望や喜びを感じることを規定しています。 ・保護者が、子育て（養育）を行うことに希望や喜びを感じること ・保護者が、子育て（子どもが健やかに育つこと）に対して、希望や喜びを感じることは両立できるものと考えています。
42	4条	県の責務	協力を得る団体としてNPO法人、NGO団体、フリースクール等も含むべきと考えます。	B	NPO法人やNGO団体のうち、主に子育てや子育ての推進を目的として活動する団体は「民間支援団体」に含まれます。フリースクールもその活動目的によって「学校・保育施設等」に含まれると考えます。
43	5条	保護者 養育者 役割	ひとり親世帯のゴミだしを代行してください。 ゴミだしの時間がきまっていてその時間が拘束されてしまうため仕事にも出かけられません。	C	第19条第4項で「ひとり親 家庭その他の特別な配慮を要する子育て家庭に対する必要な支援を行う」と規定しています。御意見の内容は、施策推進の参考としていただくと、執行部と共有いたします。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
44	6条	学校 役割	学校や幼稚園などは県が大いに関わる施設である。 多忙な学校や幼稚園などが役割を果たすために、県はどのように支援していくのが、わかりづらい。	C	例えば、第11条第4項の子育ち・子育てを支える人材を育成、確保するために必要な施策や、第15条の安全・安心を確保するために必要な施策を講ずることが想定されます。 また、第14条第2項では、学校の授業等で子ども・若者が自らの有する権利に関心を持ち、理解することができるよう、学校や保育施設等と連携して啓発することを規定しています。 具体的な施策や連携方法については、今後、本条例の趣旨を尊重して、執行部において策定される計画において規定されるものと想定しておりますが、第13条の規定も踏まえ、県民に分かりやすくお伝えできるよう努めていただきたいと思います。
45	7条	事業者 役割	ポイントに記載されている安心して妊娠して、出産、子育てをするために、「妊娠、出産、育児によって、差別や不当な取り扱いをしてはならない」旨の記載を追加してください。	B	男女雇用機会均等法第2条において、すでに事業者に対する、婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が規定され、すでに御意見の内容は全国一律で禁止されていることから、本条例では規定しないこととしました。
46	7条	事業者 役割	第7条において、事業主に子育ち・子育てを推進する取り組みの努力義務を定めていますが、ブラックバイトなど子どもの権利を侵害する働き方の禁止を盛り込むべきだと考えます。	B	児童の権利に関する条約では、ブラックバイトをはじめとする、教育の妨げになる恐れのある仕事や、心身の発達に有害な恐れのある仕事から子ども・若者が守られることを規定しています。 本条例で規定する事業者においても、子ども・若者の権利を保障するという基本理念にのっとり、事業活動を行うことが前提となります。 また、第15条第2項においては、県が、ブラックバイトなどの心身の発達に有害な恐れのある仕事から子ども・若者の安全・安心の確保を図る施策を講ずることも規定しています。 以上のとおり、本条例ではブラックバイトなど、子ども・若者の権利を侵害する働き方を禁止することについては、すでに規定されているものと考えます。
47	7条	事業者 役割	反対です。党が遅んだ特定の民間業者の介入を有利にして、公的教育機関の貴重な授業時間をさいて、LGBTQの思想概念を植え付けさせる勝手極まる行為を有利に運ぶための法案です。	E	各種支援の実施に当たっては、地方自治法その他の法令の定めるところにより、当然に適正に事務が行われるものであり、本条例をもって特定の民間事業者（団体）が有利になることはありません。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
48	7条	事業者 役割	7条8条を元に、必要のない居場所作りを行ない無駄に税金を使う可能性がある。 きちんと精査しないと、男女共同参画のように公金で利益を貪る輩が出る。	E	各種支援の実施に当たっては、地方自治法その他の法令の定めるところにより、当然に適正に事務が行われるものであり、本条例をもって特定の民間事業者（団体）が有利になることはありません。
49	8条	民間団体 役割	NPOやボランティア的な団体も含まれるのか。そのような団体にもヒアリングを行ったのか。 また、仕事としていない人たちはどこまで責任を負うのか。	B	NPO法人やボランティア団体のうち、主に子育て・子育ての推進を目的として活動する団体は「民間支援団体」に含まれます。また、条本条例の内容に関しては、こどもの居場所づくりやこども・若者からの様々な相談に対応しているNPO法人やボランティア団体からも御意見を伺っています。 また、専門的な立場で子育て・子育てに関していない方につきましては、第7条の事業者や第9条の県民等の役割を果たしていただくよう努めていただきたいと思います。
50	8条	民間団体 役割	以前、子どもも出入りする金沢の団体施設内で施設関係者が違法薬物を使用していたというニュースみて、民間支援団体への信頼が薄らいでいるため、子どもと関わる民間団体は団体の活動内容のみならず、職員など関係者のSNSの言動などもみて、子どもに関わっても大丈夫な団体なのか、しっかりと確認して欲しい。	C	民間支援団体の規定につきましては、こども・若者が安全に安心して過ごすことができる「居場所づくり」などに関する取組を行う民間支援団体を想定しており、「子育て・子育ての推進を行うことを主な目的とする民間の団体」として、活動目的を明記しているところです。 具体的にどのような団体と連携するのかにつきましては、その目的や要件等を踏まえ、個別に判断されるものと考えておりますが、地方自治法その他の法令の定めるところにより、当然に適正に事務が行われるものと考えています。
51	8条	民間団体 役割	「民間支援団体」と称するNPO法人に公金が流出する危険性を感じる。 対象は学校・園・事業者までにとどめるべき。	D	民間支援団体の規定につきましては、こども・若者が安全に安心して過ごすことができる「居場所づくり」などに関する取組を行う民間支援団体を想定しており、「子育て・子育ての推進を行うことを主な目的とする民間の団体」として、活動目的を明記しているところです。 民間支援団体が持つ専門的な知識及び経験は、こども・若者の居場所の整備をはじめ、子育て・子育てに関する施策の大きな力になるものと考え、県が施策を実施するに当たっては、民間支援団体の協力を得よう努めることを規定しています。なお、団体への支援の実施及び公金の支出に関しては、地方自治法その他の法令に定めるところに従い、当然に適正に処理されるものと考えています。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
52	8条	民間団体 役割	上記のLGBT条例、包括的性教育にも関連するが、どういう思想、理念をもった団体なのかチェックすることができない。偏った思想をもつ団体が専門家と称して教員への講習や結果として学校の授業として取り入れられてしまう懸念がある。	E	民間支援団体の規定につきましては、こども・若者が安全に安心して過ごすことができる「居場所づくり」などに関する取組を行う民間支援団体を想定しており、「子育て・子育ての推進を行うことを主な目的とする民間の団体」として、活動目的を明記しているところです。 民間支援団体が持つ専門的な知識及び経験は、こども・若者の居場所の整備をはじめ、子育て・子育てに関する施策の大きな力になるものと考え、県が施策を実施するに当たっては、民間支援団体の協力を得るよう努めることを規定しています。 なお、団体との連携については、地方自治法その他の法令に定めるところに従い、当然に適正に処理されるものと考えています。
53	8条	民間団体 役割	この民間支援団体を決めるのにきちんと審査があるのか、信用に値する団体なのか。偏った思想の団体だとしたら、子ども達は洗脳されてしまう可能性もあり、これを学校の授業で行うのは親として賛成できない。	E	民間支援団体の規定につきましては、こども・若者が安全に安心して過ごすことができる「居場所づくり」などに関する取組を行う民間支援団体を想定しており、「子育て・子育ての推進を行うことを主な目的とする民間の団体」として、活動目的を明記しているところです。 民間支援団体が持つ専門的な知識及び経験は、こども・若者の居場所の整備をはじめ、子育て・子育てに関する施策の大きな力になるものと考え、県が施策を実施するに当たっては、民間支援団体の協力を得るよう努めることを規定しています。 第14条第2項において、「学校の授業その他の教育活動において～学校・保育施設及び民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずる」と規定しておりますが、学校の授業は例示であり、学校の授業で行うことを義務付けている規定ではありません。 なお、団体との連携については、地方自治法その他の法令に定めるところに従い、当然に適正に処理されるものと考えています。
54	9条	県民 役割	子どもの声は騒音ではない、という考えも入れてはどうか。	D	国においては、環境基本法第16条第1項に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）を規定しております。これは、こどもの遊び声などの生活騒音も含めて、騒音に係る環境基準が定められているものです。そのため、本条例ではこどもの声は騒音ではないということは規定しませんでした。
55	10条	こども 計画	議会より広く県民にわかりやすく報告するべきではないか。	B	第10条第3項において、「（実施状況の検証）結果を議会に報告し、これを公表する」と規定しており、これは議会に報告するとともに、広く県民に公表（報告）することを規定したものです。 なお、報告に当たっては、第12条第2項の規定を踏まえ、分かりやすい情報の提供に努めることを規定しています。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
56	10条	こども計画	こども計画の策定のみならず既存の施策を検証する検討委員会を設置していただきたい。 この委員会は第三者機関（弁護士、カウンセラー等の専門家、関係団体の代表など外部委員から成る）であることが望ましい。	C	御意見のとおり、外部の第三者による意見を踏まえ、実施状況の検証を行うことは非常に重要であると考えます。 本条例では、施策の評価を行うに当たっては、こども・若者、保護者・養育者その他の関係者に対して意見を聴取することを規定しており、外部の第三者による意見を踏まえ、実施状況を検証することは本規定により担保されていると考えています。 具体的な検証方法は、今後、執行部において検討されるものと認識していますが、御意見の内容は参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
57	10条	こども計画	法においては努力義務である計画の策定を義務化することに当たり、当事者の声をどこまで、どのような形で反映させるのが、工夫が求められる。こども・若者パブリックコメントや社会的養護施設などでの聞き取りなどは大変有効であると思われる。 ただし、パブリックコメントを送ってくる子どもわかものは、確かに当事者の声には違いないが、一部の関心のある人間に過ぎない。実際に生の声を聴くには、構えることなく本音を吐露できるサードプレイスなどで聞かれる日常的な会話の中から出る声ではないかと感じている。	C	第10条第2項において、こども計画を定めるに当たっては、こども・若者を含めた県民の多様な意見を聴取することを規定しておりますが、そのための必要な措置として、第12条第2項の規定を踏まえ、こども・若者が計画に基づく施策について理解を深められるように分かりやすい情報を提供されることや、同条第3項を踏まえ、意見を聴く姿勢やこども・若者が安心して発言ができる環境づくりなどに関する知見を持つ、こども・若者の意見表明を支援する人材の育成や確保を通して、様々な意見が聴取されると考えています。 御意見の内容は、執行部がこどもから意見聴取を行うに当たっての参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
58	10条	こども計画	地方自治法第14条1項「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる」とあることも鑑み、義務ではなく、努力義務とすべきであると考えます。当該理由として、子育て世代の実情をとらえきれていない等がある場合は県民に悪影響を及ぼすことから、努力義務とすべきであると考えます。	D	こども基本法では「都道府県はこども計画を定めるよう努める」と規定しています。 これは、こども基本法の目的である「こどもに関する施策を総合的に推進する」ことを達成するには、こども計画を策定することが望ましいが、同目的を達成できる場合には、必ずしも計画策定によらない方法も想定されることがその理由の一つとして考えられます。一方、本条例では「県はこども計画を策定するものとする」と規定しています。これは、本県では「こどもや子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ためには、こども計画を策定することが必要であると考えたためです。上記のとおり、地方自治体が「こどもや子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ために、こども計画の必要性に鑑みて条例で義務化することは、こども基本法の目的にも沿ったものであり、地方自治法第14条第1項に違反するものではないと考えております。また、子育て世帯の実情を捉え切れていないということがないよう、都道府県こども計画を定めるに当たっては、第10条第2項に基づき、こども・若者を含めた県民の多様な意見を聴取し、その意見を反映させるために必要な措置を講ずることを規定しています。
59	10条	こども計画	法律は「努力義務」としている所を条例で「義務」とすることは地方自治法違反ではないか。	E	こども基本法では「都道府県はこども計画を定めるよう努める」と規定しています。 これは、こども基本法の目的である「こどもに関する施策を総合的に推進する」ことを達成するには、こども計画を策定することが望ましいが、同目的を達成できる場合には、必ずしも計画策定によらない方法も想定されることがその理由の一つとして考えられます。 一方、本条例では「県はこども計画を策定するものとする」と規定しています。これは、本県では「こどもや子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ためには、こども計画を策定することが必要であると考えたためです。 上記のとおり、地方自治体が「こどもや子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ために、こども計画の必要性に鑑みて条例で義務化することは、こども基本法の目的にも沿ったものであり、地方自治法第14条第1項に違反するものではないと考えております。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
60	11条	体制整備	「発達に応じた心身の育成に必要な、公園、体育館、広場、児童館など設備を市町村などと連携して整備する」旨の記載を追加してください。近年、小学校中高学年や中学生がボール遊びなどができる場所が減っています。	B	第16条で、子ども・若者が遊び、活動し、休息し、又は信頼できる人間関係を築くことができる多様な居場所づくりを推進することを規定しています。 具体的には、子ども・若者の遊び場を含めた居場所づくりを推進することを想定しています。
61	11条	体制整備	条例に基づく施策推進のための民間人も参加する審議会を作れば良いと思います。	C	御意見のとおり、施策の推進に当たり、外部の第三者の意見は重要なものと考えます。 そのため、第10条第2項において、子ども計画の策定に当たり、子ども・若者を含めた県民の多様な意見を聴取することを規定しています。 また、第11条第3項において、社会全体で子育て・子育てを推進することができるよう、県は、関係機関及び民間支援団体その他の関係者が有機的に連携ができるための体制を整備することを規定しています。 御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
62	11条	体制整備	県の子ども施策を評価し、首長その他の執行機関に対して答申する第三者機関の設置を入れるべき。 現行の子どもスマイルネットは、個人の救済機関で権限が限られている。これとは別に、子ども施策全般に対して評価し、答申するための調査権を有する第三者機関の新設は必須。 調査審議によって得られた検証結果は首長および執行機関に答申され、首長ないし執行機関は必要な措置をする義務を持たせること。評価内容とそれによって措置された内容は公表されること。 以上を入れるべき。	C	第10条第2項において、子ども計画を定めるに当たっては、子ども・若者を含めた県民の多様な意見を聴取することを規定しておりますが、そのための必要な措置として、第12条第2項の規定を踏まえ、子ども・若者が計画に基づく施策について理解を深められるよう分かりやすい情報を提供されることや、同条第3項を踏まえ、意見を聴く姿勢や子ども・若者が安心して発言ができる環境づくりなどに関する知見を持つ、子ども・若者の意見表明を支援する人材の育成や確保を通して、様々な意見が聴取されると考えています。 御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
63	12条	意見聴取	第3項の「又は特性を有する子ども・若者等の多様な意見を聴取するための必要な措置を講ずるものとする。」ここで言われている特性が何なのか分かりません。具体例を示してください。さらに必要な措置とは？記述が非常にあいまいで、何とでも取れます。	A	特性の内容を明確にするため、その例示として、発達に特性を有する子ども・若者と修正を行いました。あわせて「様々な事情により意見を表明する上での困難を有する子ども・若者の意見を聴取するために必要な施策を講ずる」ことも規定しました。 なお、具体的な手段（施策）については、本条例の趣旨を尊重して、今後、執行部において策定される計画において規定されるものと想定しています。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
64	12条	意見聴取	この条例における障害児とその保護者の位置づけが低いことです。意見表明権の発揮、保護者の希望・喜び・幸せの実現の観点から、相対的に困難な状態に置かれているのは障害児者とその保護者といえます。このような方たちの権利が保障されてこそ、全体の権利の向上、幸せがあります。「考え方」では同様の概念が述べられていますが、条文に明記すべきです。第12条の3の「特性を有することも」の前に「障害児等」の文言を、第19条の4「ひとり親家庭」の前に「障害児の保護者や」という文言を挿入すべきです。	A	本条例の基本理念のとおり、障害の有無にかかわらず、子ども・若者が有する権利が保障されることを規定しています。 御意見を踏まえ、第12条において、発達に特性がある子どもやその可能性がある子ども、その他の様々な事情により、意見を表明する上での困難を有することも・若者の意見を聴取するために必要な施策を講ずることを規定することとしました。ここに障害児等も含まれるものと考えております。 なお、障害児の保護者に対する支援につきましては、第19条第4項の「特別な配慮を要する家庭」に含まれるものと認識しています。
65	12条	意見聴取	第12条における意見聴取を必要とする施策が「子育て・子育ての推進に関する施策」に限定されていることです。意見聴取が必要となる施策は必ずしも子育てや子育てを推進する施策とは限りません。例えば、プールの廃止や県立高等学校の統廃合など、主体である子どもの意見聴取は不可欠だと考えます。したがって「子どもと密接な関係にある施策」とすべきです。	B	御指摘のとおり、本条で意見聴取を必要とする施策は「子育て・子育てに関する施策」に限定しています。ただし、第2条では「子育て・子育てに関する施策」を「子ども基本法第二条第二項に規定することも施策その他の子育て・子育てを社会全体で支え、及び推進する施策」と定義しています。 これは、子ども・若者の健やかな成長や、妊娠・出産・子育てなどに対する支援を主たる目的とする施策だけでなく、子どもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とはしていないものの、仕事と子育ての両立を推進するための施策など、子どもや子育てに関係する施策が広く含まれると想定しています。 そのため、「子育て・子育てに関する施策」には、御意見で例示されている施策をはじめ、「子どもと密接な関係にある施策」も含まれるものと整理されると考えています。
66	12条	意見聴取	「子ども・若者向けパブリックコメントの資料」を見ると、条例骨子案ができる工程に子どもの参画がない。出来上がった後はじめて意見を募集「できるだけ取り入れたい」とある。ここには「子どもを指導保護の対象から権利主体へ」という子どもの権利条約の核となる子ども感が欠落している。改めて「子どもの権利条例」案を策定するプロセスから子ども参画を入れてこそ、条約の理念にそふものとなる。若者支援に関するものも同様である。他の自治体において公開されている子どもの権利条例案の作成プロセスをぜひ参考にしてほしい。	B	本条例の策定に当たり、子ども・若者から多様な意見を聴くために様々な取組を行いました。 例えば、令和6年6月には、県内の放課後児童クラブに伺い、子どもの意見聴取に知見を有するファンリテーターの協力も得ながら、放課後児童クラブに通う児童との対面での意見聴取を実施しました。
67	12条	意見聴取	子どもの意見聴取に当たっては、子どもを傷つけない対策が必要である。ぜひ言及して欲しい。	C	意見聴取に当たり、子ども・若者を傷つけないことは重要であると考えます。 本条例は、施策の基本的方向性を定めるものであり、子ども・若者を傷つけない対策を規定しているものではないですが、本条に基づき、執行部が子ども・若者から意見聴取を行う際においては、子ども・若者を傷つけることが無いよう十分に留意していただきたいと考えており、御意見の内容は、執行部と共有いたします。 また、本県議会においても同様に、子ども・若者から意見聴取を行う際には、子ども・若者を傷つけないようにしてまいります。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
68	12条	意見聴取	<p>子ども・若者等からの意見聴取店意見反映の考え方説明中、子ども家庭庁調査では「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思っている子ども・若者等は20.3パーセントの低水準にとどまるとある。</p> <p>埼玉県では本年度、県が行った中高生とその保護者アンケートで、子ども・若者等ははっきり意見を表している。]現役高校生57.2パーセントが共学化しないほうがいいと答え、共学化したほうがいいの7.8パーセントを大幅に上回っている。</p> <p>中学生においても共学化しないほうがいいという回答が共学化したほうがいいより上回っている。せっかくアンケートで意見を聴いてくれたのに、子ども・若者等の意見と反対の共学化を進めることは、子ども・若者等の意見を無視することである。県内現役高校生たちは先日、共学化反対の署名を教育委員会に提出し、さらなる意見表明を行動している。このまま共学化を進めれば埼玉県ではますます「子ども・若者の最善の利益が優先して考慮される社会」の実現から遠ざかってしまう懸念がある。</p> <p>自民党の皆さまには、ぜひ県や議員皆さまと協力して県内別学を維持してもらい子ども・若者の意見表明を尊重してほしい。</p>	E	<p>子ども・若者の意見を聴き、尊重した上で、その意見を実現する事が、子ども若者にとっての最善の利益に繋がらないと判断された場合には、その意見とは異なる結論が導かれるということはありません。</p> <p>ただし、仮に子ども・若者の意見と異なる結論が導かれた場合には、その結論を示すに当たって、子どもや最善の利益がどのように検討又は評価されたか、しっかり説明できることが、子ども・若者の意見の尊重につながるものと考えています。</p> <p>なお、個別具体の事項についての回答は控えさせていただきます。</p>
69	13条	情報提供	<p>「情報通信技術の活用等を通じて、子ども・若者及び保護者・養育者をはじめ、その情報を必要とする者に分かりやすく提供できるよう努めるものとする。」情報を提供するとありますが、どこが提供するのでですか？専門家でしょうか？情報を提供するのも信用できる側からではないと、子供に有害な情報も提供されるのでは？</p>	B	<p>情報を提供する主体は「県」です。「児童の権利に関する条約」において、子どもは健全な成長に資する様々な情報を入手する権利を有することが保障されています。この条約の趣旨も踏まえて、子ども・若者等に対して必要な情報を分かりやすく提供できるよう規定しました。</p>
70	13条	情報提供	<p>第13条では、子ども・若者に関する情報収集と情報提供が規定されていますが、子どもの情報には機微情報も多く、個人情報保護と情報コントロール権の尊重が同時に規定されるべきです。</p>	D	<p>第13条は、子育てや子育てに関する施策や取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものであり、個人情報の収集等を行うことを主として規定したものではありません。</p> <p>なお、個人情報保護法が本条例に優先します。個人情報は個人情報保護法その他の法令に定めるところに従い、適正に保護されるものと考えています。</p>
71	13条	情報提供	<p>個人情報保護法と、どちらが優位になりますか？</p>	E	<p>個人情報保護法が本条例に優先します。個人情報は個人情報保護法その他の法令に定めるところに従い、適正に保護されるものと考えています。</p> <p>なお、第13条は、子育てや子育てに関する施策や取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものであり、個人情報の収集等を行うことを主として規定したものではありません。</p>

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
72	13条	情報提供	情報収集はなんのためにするのでしょうか？個人情報保護法とは？今も学校から勝手に集められていて俯瞰です。	E	<p>子育て・子育てに関する制度や取組については、県、市町村、その他民間支援団体が行うものなど、様々な制度や取組が存在しています。</p> <p>一方で、こども・若者の年齢や地域によって利用できる制度や取組が異なり、どのような支援が受けられるのかわかりづらいという御意見をいただきました。そのため、各市町村や民間支援団体がやっている制度や取組を収集、整理し、年齢や地域によって利用できる制度が分かりやすく、一瞥で確認できるような情報を提供することなどを想定した規定となっています。なお、第13条は、子育てや子育てに関する施策や取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものであり、個人情報の収集等を行うことを主として規定したものではありません。</p> <p>なお、個人情報保護法が本条例に優先します。個人情報は個人情報保護法その他の法令に定めるところに従い、適正に保護されるものと考えています。</p>
73	14条	理解促進	子ども・若者が権利侵害から自らを守る点に言及されたことが、今までは見過ごされた視点だと感じた。さらに言うなら、権利侵害から自らを守るために、侵害者に抗しても人格が否定されないことを強調してくれると、いっそう心強い。現状は「長い物には巻かれる」「寄らば大樹のかけ」という価値観がはびこっており、抗うことが難しくなっていると思うため。	C	<p>本条では、こども・若者が有する権利に関する県民等の理解促進を規定しており、権利を侵害する者に抗しても人格が否定されないようにすることは当然に含まれているものと理解しています。</p> <p>御意見の内容は、執行部が周知啓発に関する施策を講ずるに当たって参考としていただくよう、執行部と共有いたします。</p>
74	14条	理解促進	1項において、社会的養育に関し、県民等の関心と理解を深めるための必要な施策を講ずるとあり、また、3項において、学校等の教育活動への権利教育の推進を謳い、困難に直面した際に助けを求め方法として「子どもの権利擁護委員会条例」の規定する方法で・・・とあり、権利教育のみならず、権利侵害時の相談・救済の部分にも触れられていることは評価される。ただし、「子どもの権利擁護委員会」が、「権利擁護委員会条例」では救済を行う機関とされているのに対し、本条例案では相談が主たる業務ともとえられる表現になっているようにも感じられる。	E	<p>評価をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本項は、こども・若者が自身の判断力・経験だけで対応できない問題に直面したときに、周りに助けを求められるようにするための支援を行うことは、非常に重要であると考え、規定したものです。</p> <p>なお、御意見のとおり、「埼玉県子どもの権利擁護委員会」は、こども・若者の権利侵害に関して簡易迅速な救済を行うための機関ですが、その職務の一つとして、こども・若者の権利の侵害に関する相談に関して、必要な助言及び支援を行うことなどがその職務に定められています。</p> <p>本項は「こども・若者」が主体であることから、子どもの権利擁護委員会に対する「相談」と規定することが適切であると考えたものです。</p> <p>なお、こども・若者からの相談に基づき「埼玉県子どもの権利擁護委員会」において、必要な救済が行われることを想定しています。</p>
75	15条	安全・安心の確保	第16条2項にある「こども・若者が意見を表明し、及び参画することができるよう」は、第15条にも含まれるべきです。こども若者が意見表明でき、それを県は聞き、安心の確保に活かすべきだと考えます。また、当事者がなにをもって安心するのか、安心したとするのか、現条文では明確になっていない点も不足していると感じます。	B	<p>第12条で、こども・若者の安全及び安心の確保に関する施策を含め、子育て・子育てに関する施策を策定するに当たっては、その施策の対象となるこども・若者から意見を聴取するために必要な施策を講ずることを規定しています。そのため、第15条の内容についても、こども・若者から意見を聴取し、その意見を反映させるための措置を講ずることが担保されています。</p> <p>また、当事者がなにをもって安心するのか、それは当事者によって異なると考えます。</p> <p>第16条第2項では、犯罪、事故、性暴力、虐待、貧困、いじめ、体罰、心身の健康又は発達に有害な労働などのこどもの権利を侵害するようなあらゆる危害からこども・若者を守るための施策を講ずることを規定しており、また、同条第3項では、不登校やひきこもりなどの理由で、日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱えるこども・若者を支援することを規定しています。</p> <p>これらの支援を通して、こども・若者が安全に、そして安心して過ごすことができることを想定しています。</p>

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
76	15条	安全・安心の確保	不登校やひきこもりへの対応も、ベースに自閉スペクトラム症をはじめとする発達障害があるかないかで変わってくるので、その事も含めた施策にしてほしい。	C	第15条は、障害の有無等にかかわらず、全てのこども・若者の安全及び安心を確保するために必要な施策を講ずることを規定したものです。発達障害を有するこども・若者を含め、不登校やひきこもりその他様々な困難な問題を抱えるこどもを支援するために必要な施策を講ずることとしています。御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
77	15条	安全・安心の確保	2項に書かれている、「その他のあらゆる危害」については、食の問題があげられます。また、薬やワクチンによる薬害についても国や県が医療を受けるように勧めることでより広がっている。なんでもかんでも薬に頼るのではなく、最も大切なのは、人間の自然治癒力である。さらに今回のようにこどもに対しての条例なので、学校給食に安心安全な食材を使用することや、特に公園や通学路での除草剤散布を禁止すること等、具体的な内容の記載がないため、条文があるのみの条例にしかないのではないか。	C	こども・若者の安全を確保し、危害から守るための具体的な手段（施策）については、今後、執行部において策定される計画において規定されるものと想定しています。
78	15条	安全・安心の確保	この数年、こどもの自殺がなぜ増えているのかご存知ですか。生きる希望も失ってしまっています。調べもせず、原因を突き止めずに対策はできません。	C	本条例の内容に関しては、こどもの自殺対策の相談団体からも要望や意見を伺いました。本条例では、こども・若者の安全・安心を確保するための施策を講ずることとしています。具体的な施策については、本条例の趣旨を尊重して、今後、執行部において策定される計画において規定されるものと想定しています。
79	15条	安全・安心の確保	生活保護の外国人家族、またはその子どもはのぞいてほしいです。第2項の中に紛争、戦争から守る事も入れてください。	D	第3条第1号の人種や国籍による差別的取扱いを受けることがない、という基本理念にのっとり、生活保護のこども・若者やについての安全・安心も確保されることを規定しています。なお、紛争や戦争からの安全・安心の確保は、国が本来果たすべき役割であると考えています。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
80	15条	安全・安心の確保	この15条以降、変に具体的だなあと感じます。19条など条例ではなく、環境整備等の政策内容なのかと。	E	第15条以降について、子育て・子育てを推進するための基本的施策を規定しています。 また、本条例の目的として、安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備により、保護者や養育者、子どもを生み、育てようと思う者が子育てや子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会の実現を目指すことを規定しています。第19条は、安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を示す基本的な施策として規定したのとなっています。
81	16条	居場所づくり	第16条の2にある「意見を表明、及び参画」というのは抽象的で現実的ではなく、意見の収集が難しいように思います。 子どもの声を反映できる未来を、というならば意見は広く収集できるよう努めていただけるよう具体的な手段を提示してほしいです。 この条項にある子どもたちの居場所の確保という点では大人だけの考えで進めてはいけない大きな問題・課題であり、子どもにとっては危機的状況にありながらも当事者の子たちは声を上げづらい立場にあります。実際私が幼少の頃それを感じながらさいたま市で育ちました。 学校の授業の一貫で意見を集めること等、「全ての子ども」というならばそこまで本気で検討していただきたいです。よろしくお願ひ致します。	C	第12条でも規定しているとおり、子ども・若者の多様な意見を聴取するために必要な施策を講ずることを求めており、この趣旨にのっとり、子ども・若者の居場所づくりが推進されるものと考えております。 また、第12条第3項では、子ども・若者の意見表明を支援する人材を育成し、及び確保することも規定しています。 御意見の内容は、施策推進の参考としていただこう、執行部と共有いたします。
82	16条	居場所づくり	具体的な施策は各市町村任せということですね。それには、各自治体での施策が大事になってきます。 子どもの意見表明・参画について、各自治体での子どもの権利条例があってこそです。	C	市町村と県とは法的に対等な立場に位置付けられているため、県は市町村と適切な役割分担を踏まえて施策を実施するつつ、市町村と相互に連携を図りながら、子育てに関する施策を総合的かつ計画的に実施し、その充実を図るものと考えています。 このため、多様な居場所づくりを推進においても、国、県及び市町村が、適切な役割分担を踏まえながら推進することが重要であると考えています。 各市町村が子どもの居場所づくりを推進する際においても、子ども・若者が意見を表明し、及び参画することができるよう、各市町村において必要な支援をしていただきたいと考えています。
83	16条	居場所づくり	多様な居場所づくりを推進する、とありますが、居場所づくりという建物を建てるのか借りるとか思い浮かびます。 それにはどちらにしても住居費がかかりますし職員への経費やその他経費がかかることでしょう。 子供の居場所は家庭が一番なので、親の負担の軽減措置として居場所づくりに費やすお金を県民税を安くすると手当として支給する方向に持って行ってほしい。この条例案には反対です。	E	御意見のとおり、多くの子ども・若者にとっては、家庭や学校が一日の大半を過ごす重要な居場所となっています。 一方、その他の同じ悩みを持つ子ども・若者と交流できる居場所や、何らかの事情で、家庭や学校に居づらくなってしまった場合に、家庭や学校以外に心のよりどころとなる居場所を必要とする子ども・若者も少なくないと考えています。 本条に基づき、一つでも多く心のよりどころとなり得る「子ども・若者の居場所」を提供することで、子ども・若者の安心の確保を推進するとともに、子ども・若者の余暇を過ごす権利を保障するために、地域のニーズや特性を踏まえた多様な居場所づくりを推進していくことを規定したのとなっています。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
84	17条	心身の発達成長	性に関する内容が盛り込まれていますが、ここでは、性による差別に力点を置いて、ジェンダー平等視点からの性教育やリプロダクティブヘルス及び精神保健をもっと丁寧に示してほしいです。	B	第17条は、性と生殖に関する健康と権利（セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）などを踏まえて規定したものです。 こども・若者が性と生殖に関する健康を保ち、性と生殖に関することを自分で決めるためには、必要な知識や情報を得られることが必要であると考えます。 そのため、性に関する知識も含めて、人間関係や性的指向、将来の妊娠を意識した健康など、こども・若者の心身の成長や発達段階に応じて必要な知識を想定し、それらについて、こども・若者や保護者等が適切な知識を持つことができることを想定して規定したものであり、御意見の内容はすでに含まれているものと整理しています。
85	17条	心身の発達成長	こども・若者の心身の発達及び成長がほとんど少子化対策のための環境整備になっているのは疑問です。タイトルと内容にずれがあり、条例としておかしいと思います。ここは、こども・若者の心身の発達・成長のための環境整備についてどのような施策が必要なのか考えていただきたい。性の知識云々はその中の一つに過ぎないことです。家庭を持つべき、こどもを産むべき、こどもは家庭で育てるべきといった自民党の凝り固まった考えが現れていると感じてしまいます。 少子化対策を真剣に考えるならば、結婚する人・しない人、こどもを産む人・産まない人・産みたいけど産めない人、家庭で育てる人・家庭以外に託す人誰もが次世代を育てていくような中身にすることも考えられないでしょうか？ 児童福祉法第1条にも主語は「すべて国民は」となっています。また第17条にはこどもの心身の発達に必要な心身ともに守られ安心できること、安定した生活を送れること、あそび時間や空間を保障されること、文化的なものや活動にふれたり体験できること、学びが保証されることなどを入れて欲しいです。 埼玉県こども・若者条例をぜひ先進的なものに仕上げていただきたいと期待します。	B	第17条は少子化対策を目的とした規定ではなく、性と生殖に関する健康と権利（セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）などを踏まえて規定したものです。 こども・若者が性と生殖に関する健康を保ち、性と生殖に関することを自分で決めるためには、必要な知識や情報を得られることが必要であると考えます。 そのため、性に関する知識も含めて、人間関係や性的指向、将来の妊娠を意識した健康など、こども・若者の心身の成長や発達段階に応じて必要な知識を想定し、それらについて、こども・若者や保護者等が適切な知識を持つことができることを想定して規定したものです。 その他、心身ともに守られ安心できることなどが保障されることを入れてほしいという御意見につきましては、第3条の基本理念でも規定しているとおり、こども・若者が有する権利として保障されるべきものであると考えており、具体的な施策については、第15条（安全・安心の確保）や第18条（主体的な学びの機会の確保）において規定しています。
86	17条	心身の発達成長	なぜ、こども、若者、のために、学校の施設等の(案)はないのでしょうか？また、学校環境はふくまれないのでしょうか？ 老朽化等が進み、安全ではなくなっていきそうな気が致します。 埼玉県議会議員の皆様方のお力を、こども、若者達のためによろしくお願い致します。 最後になり申し訳ありませんが、埼玉県議会自由民主党議員団の皆様、ぜひ、こども、若者のためにも、よろしくお願い致します。	B	第6条において、学校の役割として、こども・若者が安心して学び、安全に過ごすことができる場所となるよう努めることを規定しており、それを実現するための県の具体的な施策として、第15条に基づき、安全及び安心を確保するための施策を規定しております。
87	17条	心身の発達成長	「性の多様性を尊重した社会づくり条例」とセットにすると、仮に未成年の子供が性転換したいと言い出した時に親はそれを止められなくなる可能性がある。貧困や学習機会喪失に行政が支援することに異論はないが、性に関する部分は既に「性の多様性を尊重した社会づくり条例」が通ってしまっているので、そちらで対応すべきでは？	D	本条例で規定するこども・若者の意見を尊重することについて、こども・若者の主張も聞かずに一方的に否定することは望ましくありませんが、意見を聴いた上で、その意見を実現することがこども・若者にとっての最善の利益には繋がらないと判断した場合には、その選択を止めるなど、こども・若者の意見とは異なる結論が導かれるということはありません。 そのような場合であっても、異なる決定が行われた理由をしっかりと説明できることが「こども・若者の意見の尊重」に繋がるものと考えています。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
88	17条	心身の発達成長	性教育等のデリケートな問題は各家庭の教育方針等も様々であり、県が関与する問題では無いと考える。	D	<p>こども・若者が性に関して正しく理解し、適切に行動を取ることができることは、こども・若者の健康や安全を確保する観点からその最善の利益を図ることを考慮した際に、非常に重要なことであると考えています。</p> <p>例えば、性に関して正しい知識を持ち、自身のライフプランに適した健康管理を意識することは、心身の健康が増進されるとともに、望む人は妊娠や出産への適切な準備ができるようになると考えます。</p> <p>また、性に関して正しく理解することで、性被害や予期せぬ妊娠・出産を防ぐことにも繋がると考えます。</p> <p>行政においても、こども・若者の最善の利益を優先するという基本理念にのっとり、必要に応じて関係団体や民間支援団体等と連携協力し、こども・若者が性に関して適切な知識を持つことができるための施策等が必要と考え、本条のとおり規定したものです。</p> <p>なお、性に関する知識や情報を提供するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、こども・若者や保護者その他関係者の理解を得る必要があり、これらの方々の多様な意見を聴取して、当該施策が行われるものと考えています。</p>
89	17条	心身の発達成長	<p>先のLGBT条例に絡めたい意思を強く感じる。</p> <p>包括的性教育を安易に導入されてしまうリスクが高くなりこれは非常に問題がある。</p> <p>学校を基盤とした包括的性教育の導入、義務化することが可能となれば、親は自分の望むような教育を子供に受けさせたいという「親の権利」を侵害するものである。</p>	D	<p>こども・若者が性に関して正しく理解し、適切に行動を取ることができることは、こども・若者の健康や安全を確保する観点からその最善の利益を図ることを考慮した際に、非常に重要なことであると考え、第17条のとおり規定しました。</p> <p>なお、性に関する知識や情報を提供するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、こども・若者や保護者その他関係者の理解を得る必要があり、これらの方々の多様な意見を聴取して、当該施策が行われるものと考えています。</p>
90	17条	心身の発達成長	特に2項の部分に違和感がある。LGBT条例を強く連想させる。包括的教育を安易に導入されてしまうリスクが高くなり問題があると思う。学校を基盤としたこの様な流れが可能となれば、保護者が望む教育を子供に受けさせたいという親の権利が侵害される。世の中にはこのような人がいるのは理解できるが、これを子供の教育の中に入れることは間違っている。	D	<p>こども・若者が性に関して正しく理解し、適切に行動を取ることができることは、こども・若者の健康や安全を確保する観点からその最善の利益を図ることを考慮した際に、非常に重要なことであると考え、第17条のとおり規定しました。</p> <p>なお、性に関する知識や情報を提供するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、こども・若者や保護者その他関係者の理解を得る必要があり、これらの方々の多様な意見を聴取して、当該施策が行われるものと考えています。</p>
91	17条	心身の発達成長	「特に性に関する問題について」とありますが、小学生のこどもには不要ではないでしょうか？仮に教えるとして、どんな事を教えるのでしょうか？	E	<p>第17条第2項に規定する性に関する問題は、思春期特有の身体の変化や月経に関する必要なケアなど、性に関する全般的な支援を規定したものです。</p> <p>第17条は、その年齢や発達状況に応じて、心身の成長及び発達に関する適切な情報を入手することができるよう規定したものであり、低学年児童であっても、自分の身体は自分だけの大切なものであることを実感することができることは本人を性被害から守ることに繋がると考えます。</p>

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
92	17条	心身の発達成長	第17条の特に性に関する問題、と記載があります。こちらは、LGBTQも含むかと思いますが、性の問題は、捉え方がとても難しくデリケートな話です。適切な知識を持つように必要な施策を行うと記載がありますが、それを必要としない保護者が出てきた場合、保護者の考えと子どもの考えと行政の考えの、どれが優先されますか？	E	<p>子ども・若者の最善の利益を図る観点から判断されます。</p> <p>本条例においては、子ども・若者が性に関して正しく理解し、適切に行動を取ることができることは、子ども・若者の健康や安全を確保する観点からその最善の利益を図ることを考慮した際に、非常に重要なことであると考え、第17条のとおり規定しました。</p> <p>なお、性に関する知識や情報を提供するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、子ども・若者や保護者その他関係者の理解を得る必要があり、これらの方々の多様な意見を聴取して、当該施策が行われるものと考えています。</p>
93	17条	心身の発達成長	<p>性教育はもちろん必要だろうが、性技教育は必要ではないと思う。</p> <p>また、SNSで性教育者を名乗る人物が違法薬物を使用しての性行為を推奨していたり、生物学的に誤りだろう発言を繰り返したり、性教育者を名乗る人物達の言動から、子ども達をトラブルに巻き込むのではという不安を拭い切れないため、子どもと関わる関係者については慎重に決めて欲しい。</p>	E	<p>性に関する具体的な知識や情報の内容について、今後執行部において検討されていくものと考えています。</p> <p>なお、子ども・若者と関わる関係者については、子ども・若者が心身の成長及び発達に関して「適切な知識」を持つことができるように、決定するものと考えております。</p> <p>違法薬物の使用等は当然に「適切な知識」には該当しません。</p>
94	18条	主体的な学び	子供達の多様性に応じた教育を行う事を盛り込むべきである。	B	<p>第18条第1項において、基本理念ののっとり、人種、国籍、性別、障害の有無等にかかわらず、そして、登校状況や経済状況にかかわらず、全ての子ども・若者が教育を受け、また、主体的に学ぶことができるように規定しており、子ども・若者の多様性に応じて、教育が受けられることを規定しています。</p>
95	18条	主体的な学び	経済的格差が広がっている実情を鑑みて、公立高校の充実を盛り込むべき	B	<p>第18条第1項において、経済的状況などにかかわらず、教育を等しく受けられるとともに、興味又は関心に応じて主体的に学ぶことができる機会を確保するための施策を講ずることを規定しており、これらの施策などを通して、公立高校の充実を含めた教育環境の整備等が図られるものと考えています。</p>

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
96	18条	主体的な学び	<p>1項について、全てのこども・若者が教育を等しく受けることができるとともに、その興味又は関心に応じて主体的に学ぶことができる機会が確保されるよう、とあるが、コロナ禍に急速に増えた不登校のこども達のためのフリースクールやプレーパークを各地へ作り、金銭面も人材面も支援を進めるべきである。</p> <p>また、2項についてであるが、コロナ禍におけるマスク強制は最悪の対策だったと思う。現在もいまだにマスクが外せないこどももいる中、マスク着用のメリットデメリット等の保護者への教育をすることが必要である。</p>	C	<p>第18条第1項は、不登校のこども・若者を含めて、その置かれている状況に関わらず、教育を等しく受けることができるとともに、その興味又は関心に応じて主体的に学ぶことができる機会が確保されるよう、施策を講ずることを規定しています。御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。</p> <p>なお、第2項に関する御意見につきまして、個別具体の事項に対する回答は控えさせていただきます。</p>
97	18条	主体的な学び	<p>一律、共学化は行わない旨を盛り込むべき</p>	D	<p>個別具体の事項についての回答は控えさせていただきます。</p>
98	19条	保護者 養育者 支援	<p>私は小学生に入る前に父が他界し、母子家庭で育ちました。母は私たちを育てるために早朝及び日中に仕事に出かけながら、子育てしてくれました。核家族が当たり前になったいま、親だけでなく、どうしたら子供たちの成長をコミュニティ全体で支援できるかという視点が必要だと思います。</p>	B	<p>御意見のとおり、社会全体で子育てを支えることが重要であるという認識のもと、本条例においては、社会全体で子育てを支えていくことを目的としています。</p>
99	19条	保護者 養育者 支援	<p>県として講ずる施策として「放課後健全育成事業における待機児童の解消」を明記したことは賛同します。</p> <p>併せて、他の施策との均衡もあるかと思いますが、支援員不足が深刻な今日、「…待機児童の解消、及び、育成支援の人材確保」と明記していただきたい。</p>	B	<p>本条例の第11条第4項の「子育てを支える人材を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずる」という規定を通して、支援員を含めた人材の育成及び確保が進められるものと考えています。</p>

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
100	19条	保護者 養育者 支援	障害のある子どもや若者を持つ保護者に対して、自分の子どもの障害特性を理解出来るような支援が必要だと思うので、そういうことも明記してほしい。	C	第19条第4項で「ひとり親 家庭その他の特別な配慮を要する子育て家庭に対する必要な支援を行う」と規定しており、障害のある子ども・若者を持つ保護者に対しては、本規定により必要な支援が行われるものと考えています。 御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
101	19条	保護者 養育者 支援	県議団条例案（骨子案）と説明資料の内容に開きがあります。 施行規則の策定段階で何をしたいのか不明確ですが、「私学助成の拡充」に偏っていると見受けられます。説明資料に記載の「私学助成の充実」を図るということであれば、既に法律と埼玉県の上乗せ条令で私学の支援は授業料相当（約39万円）に加え、所得に応じて入学金や施設費まで踏み込んだ支援が受けられるようになっています。 ・既に埼玉県においては、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」として「埼玉県青少年健全育成・支援プラン（令和5年度～令和9年度）」が定められており、第5章 基本目標?（3）において、以下が定められています。以下引用） 経済的な理由により、修学が困難な県内在住の高校生などに対して、奨学金の貸与や就学支援金等の支給により、教育費の負担軽減を図ります。【教育局】〔引用ここまで） ・県の正式なプランとして公立の高校生も私立の高校生も分け隔てなく支援を受けられるプランが存在する以上、新たに私学に限定した条例を定めるのは、教育行政の連続性と整合性を歪め混乱を招く恐れがあり、適当ではないと考えます。	C	「子育て・子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずる」という条文は「私学助成の拡充」を図ることを明確に規定したのではなく、本項に基づく具体的な施策の内容につきましては、今後、執行部において決定されるものです。 本規定の説明資料に関しましては、単に経済的負担の軽減を図る施策の分かりやすい一例として挙げたものでございます。 御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
102	19条	保護者 養育者 支援	第5項について、子育て・子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策は、学校給食の無償化や学校の制服の廃止等があげられる。まずは、埼玉県内の公立中高制服を廃止すべきではないだろうか。	C	本項で規定する子育て・子育てに係る経済的負担の軽減を図るための具体的な手段については、今後、執行部において策定される計画において決定されるものと想定しています。
103	19条	保護者 養育者 支援	5項について、私立学校には既に助成として39万に加え、所得に応じて入学金や施設費まで含まれている。私学助成に偏りすぎているのではないか。公立・私立に県の正式な助成が既にあるにもかかわらず、更に私学に有利な条例を定めることに反対だ。もし行うのであれば公立への助成や施設整備等に力を注いでほしい。	C	「子育て・子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずる」という条文は「私学助成の拡充」を図ることを明確に規定したのではなく、本項に基づく具体的な施策の内容につきましては、今後、執行部において決定されるものです。 本規定の説明資料に関しましては、単に経済的負担の軽減を図る施策の分かりやすい一例として挙げたものでございます。 御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
104	19条	保護者 養育者 支援	第19条5項の考え方説明において、わざわざ私立学校に限定し保護者の経済的負担の軽減等を図るさらなる助成の充実とあるが、私立にはすでに国と埼玉県の上乗せ支援がある。公平平等な考え方説明ではない。	C	「子育て・子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずる」という条文は「私学助成の拡充」を図ることを明確に規定したのではなく、本項に基づく具体的な施策の内容につきましては、今後、執行部において決定されるものです。 本規定の説明資料に関しましては、単に経済的負担の軽減を図る施策の分かりやすい一例として挙げたものでございます。 御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
105	19条	保護者 養育者 支援	第5項 私立高校への助成金とありますが、県立高校には設備が万全ではない所もあり本来ならこちらに予算をつけるべきなのに、私立高校に更なる助成金をとの考えは不公平ではないでしょうか？まるで私立高校を優遇し生徒の入学を促しているようです。	C	「子育て・子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずる」という条文は「私学助成の拡充」を図ることを明確に規定したのではなく、本項に基づく具体的な施策の内容につきましては、今後、執行部において決定されるものです。 本規定の説明資料に関しましては、単に経済的負担の軽減を図る施策の分かりやすい一例として挙げたものでございます。 御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
106	19条	保護者 養育者 支援	私学助成は、保護者の負担軽減にならない。税金を投入している。 大阪のように、無償化（税金化）すれば、私学は学費を上げる。どれだけあげても税金で補填されるようになる。	C	「子育て・子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずる」という条文は「私学助成の拡充」を図ることを明確に規定したのではなく、本項に基づく具体的な施策の内容につきましては、今後、執行部において決定されるものです。 本規定の説明資料に関しましては、単に経済的負担の軽減を図る施策の分かりやすい一例として挙げたものでございます。 御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
107	19条	保護者 養育者 支援	「例えば、私立学校における保護者の経済的負担の軽減等を図るためのさらなる助成の充実など、」とあるが、私立学校にも公金が投入され、さらに充実が図られるとある。 当然私立共学だけでなく別学校にも区別なく助成されるものと思われるが、その場合、公立別学校の共学化をすすめる根拠の一つとなっている、県民の負担で設置されている県立高校においては、性差による入学制限を設けることは好ましくないことと整合が取れてないのではないかと。私学別学校への助成も取りやめるべきではないか。	C	「子育て・子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずる」という条文は「私学助成の拡充」を図ることを明確に規定したのではなく、本項に基づく具体的な施策の内容につきましては、今後、執行部において決定されるものです。 本規定の説明資料に関しましては、単に経済的負担の軽減を図る施策の分かりやすい一例として挙げたものでございます。 御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
108	20条	財政措置	健全なる材料を使った給食の充実、無償化にこそ、予算を使うべきではないでしょうか。 民間の子供食堂は、増加の一方です。	C	本条で規定する財政上の措置その他の必要な措置に関する具体的な内容につきましては、今後、執行部において決定されるものと認識しています。 御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
109	20条	財政措置	この条文があることで、「金がない」という言い訳を封じやすくなる。 実効性確保のために、条例制定後は、議会でも度々話題にして、財源を確保しているかどうかチェックしてほしい。 また、財源とともに、人材の確保にも努めてほしい。でないと、絵に描いた餅になってしまうため。	C	第10条第3項において、「こども計画」に基づく施策の実施状況について、しっかりと検証を行い、その結果を議会に対して報告を求めることを規定しています。 子育て・子育てに関する財源が確保されているか、しっかりとチェックしてまいります。 人材の確保についても、第11条第4項において必要な施策を講ずることを規定しており、しっかりとその施策の実施状況をチェックしてまいります。
110	20条	財政措置	ひとり親世帯に対する男女で平等な財政上の措置を実行してください。	C	第19条第4項で「ひとり親家庭その他の特別な配慮を要する子育て家庭に対する必要な支援を行う」ことを規定しています。 御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。
111	20条	財政措置	公金を特定の民間支援団体への支出を条例によってお墨付きを与えるものである。 特定の団体からの支援を受けた先の自民党の裏金問題も解決したとは言えない状況で同じ問題が生じる疑念は払しょくされていない。	D	民間支援団体を持つ専門的な知識及び経験は、こども・若者の居場所の整備をはじめ、子育て・子育てに関する施策の大きな力になるものと考え、県が施策を実施するに当たっては、民間支援団体の協力を得るよう努めることを規定しています。 なお、団体への支援の実施及び公金の支出に関しては、地方自治法その他の法令に定めるところに従い、当然に適正に処理されるものと考えています。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
112	一	その他	素晴らしい基本条例案ありがとうございます。元自衛官の方に手榴弾を投げられない若者が多いと聞きました。どんな仕事でも基礎となる心身の発達は重要だと思います。子供が発達段階に合わせて自由な外遊び、ボール遊びを通じて心身の成長ができるようお願いします。	B	第16条で子ども・若者の遊び場を含めた居場所づくりを推進することを規定しています。また、幼児期についても、必要な体験や遊びを通じて、質の高い教育及び保育を受けられるよう、必要な施策を講ずることを規定しています。
113	一	その他	税金の無駄遣いや利権を新たに発生させる条例案だと思えるため全面的に反対。まずは子供が犯罪に巻き込まれず、安全に暮らせるように治安を改善する努力をしてほしい。特に最近では外国人不法滞在者などの犯罪が激化しているため、取り締まりを強化するように県警に働きかけるべき。	B	御意見のとおり、子ども・若者が犯罪に巻き込まれず、安全に暮らすことができることは非常に重要です。第15条第2項においても、子ども・若者を犯罪などの危害から守るための施策を講ずることを規定しています。
114	一	その他	「こども計画」を策定する必要性、子ども・若者の参画を保障する「子ども・若者県議会」の設置、子ども・若者が決めたことが実現されるしくみ、信頼できる大人と出会う居場所があること、子ども・若者が安心して成長できる地域づくりを市町村と連携して進めるなど、もう少し現実の状況を反映した条例になるといいと思います。条例は決めることに意味があるのではなく、現実の暮らしに生きることが大事なので、だれにも読みやすく、分かりやすいものにして欲しいです。幅広く意見聴取を行って更に充実したものととして埼玉県条例になることを願っています	C	本条例は施策の基本的方向性を定めるものであり、子ども・若者の社会参画を保障するための施策や市町村との地域づくりなどの個々の具体的な施策は、本条例で規定する施策の基本的方向性を踏まえ、今後、執行部において策定する予定のこども計画に沿って、個別に実施されるものと考えています。御意見の内容は、施策推進の参考としていただくよう、執行部と共有いたします。なお、本条例は法令としての厳格性を確保するため、用語や言い回し等は、法令用語で整理しております。
115	一	その他	こども基本法は法律として既にあり、こども大綱もあり、こども大綱をそのままの今の内容では、屋上屋を架すものでしかない。こども基本法、こども大綱を踏まえての自治体・埼玉県の条例案となるのだから、埼玉県のオリジナル性、特色のある実際の子ども施策のビジョンが具体的に盛り込まれたものであってほしい。条例案の制定までのプロセスには年単位での時間をかけ、もっともっと多くの県民、NGO団体、自民党単独ではなく与野党共に、また県の関係諸機関とも熟議を重ねるというプロセスが必要と思う。この内容のままでは、あまりにも拙速かつ稚拙という感が否めない。条例案のタイトルを「子どもの権利条例」案とすべき。子ども（批准している子どもの権利条約は国内法に適用されるので、0歳から18歳未満と定義される）が権利主体であることの周知徹底を図ることは必須。条約は非常に具体的なので、すでに他の自治体で設置されている子どもに関する「権利条例」の精査もしつつ、県の子ども施策に生かすための「子どもの権利条例」案とし、別途「若者支援条例」案を立てるほうが、具体的な施策のビジョンを描きやすくなると思う。今の内容だと執行機関が多岐にわたってくるだろうし、その線引きは明瞭でなく曖昧となり、ひいては施策のビジョンがここからは見えてこない。最後に埼玉県議会は平成8年12月20日に全国自治体で初めて、「児童の権利に関する条約」の普及啓発等を推進する決議、を全会一致で可決したことはことさら言うまでもなくご存じのことと思う。これを履行する内容の条例案をぜひ作りましょう。	D	本条例に関しては、令和5年6月にプロジェクトチームを立ち上げてから、1年以上をかけて、他の地方公共団体の取組の視察や、有識者や70を超える関係団体との意見交換などを重ねながら作成したものです。有識者や関係団体からも具体的な施策の要望や条例化に向けた提言などをいただき、本県としても、本県における施策の基本的方向性を明確にするともに、社会全体で子育て・子育てを支える重要性を広く呼び掛ける必要があると考えたことから、その趣旨を盛り込んだ条例を制定したものです。なお、条例の名称は、こどもの権利の保障はもちろん、子育て・子育てを推進するための総合的な政策も盛り込んだ包括的な条例であることを示すため「子ども・若者基本条例」としたものです。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
116	一	その他	<p>そもそもこの条例は当たり前のことを書いているように思います。 条例にせず各機関が今一度役割を見直すように議員が動いたらいいのでは？ また条例にしたところで、見た目だけやっても本当に救わなくてはいけない人は救えないと思います。 私は埼玉県の保育者がダメな親とされているように思います。一生懸命子育てしている身からしたら不快です。 そしてすべての子どもとありますが、ここは日本なので日本人のこどもがとしてほしい。</p>	D	<p>本条例の趣旨を尊重して、県では、子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「こども計画」が策定されることを規定しています。 同計画に基づき、子育てを推進するための具体的な施策が策定及び実施され、子育てに関する施策のより一層の充実・強化に繋がるものと考えています。 また、本条例において、社会全体で子育てを支える重要性の周知が図られ、子育てを社会全体で支えるという理念が、より推進されるものと考えています。</p> <p>また、本条例は、一生懸命子育てをされている保護者の方を否定する趣旨は一切なく、不安や悩みを抱える保護者・養育者の方を支えることを目的として制定したものです。 なお、本条例は、埼玉県内の全ての人に対して適用されるものであり、本条例の対象には外国籍のこども・若者も含まれます。</p>
117	一	その他	<p>埼玉自民党県議団は一部の左翼活動家の要望意見しか取り上げていない。LGBT条例、いわゆる留守番法、県立校の男女共学化、これらに大多数の県民が反対の声をあげている。埼玉県を共産社会主義県にするな。</p>	E	<p>本条例に関しては、令和5年6月にプロジェクトチームを立ち上げてから、1年以上をかけて、他の地方公共団体の取組の視察や、有識者や70を超える関係団体との意見交換などを重ねながら作成したものです。 有識者や関係団体からも具体的な施策の要望や条例化に向けた提言などをいただき、本県としても、本県における施策の基本的方向性を明確にするとともに、社会全体で子育て・子育てを支える重要性を広く呼び掛ける必要があると考えたことから、その趣旨を盛り込んだ条例を制定したものです。</p>
118	一	その他	<p>性の多様性条例と留守番禁止条例を推し進めた現在、いかなる条例制定でも胡散臭く感じられて賛同する気になれない。</p>	E	<p>本条例に関しては、令和5年6月にプロジェクトチームを立ち上げてから、1年以上をかけて、他の地方公共団体の取組の視察や、有識者や70を超える関係団体との意見交換などを重ねながら作成したものです。 有識者や関係団体からも具体的な施策の要望や条例化に向けた提言などをいただき、本県としても、本県における施策の基本的方向性を明確にするとともに、社会全体で子育て・子育てを支える重要性を広く呼び掛ける必要があると考えたことから、その趣旨を盛り込んだ条例を制定したものです。</p>
119	一	その他	<p>条例を作るときは、自閉スペクトラム症をはじめとする発達障害を正しく理解している複数の専門家の参加をお願いしたい。障害のある子どもや若者、その保護者や養育者が、この条例の対象から漏れることのないようにしていただきたい。</p>	E	<p>本条例に関しては、令和5年6月にプロジェクトチームを立ち上げてから、1年以上をかけて、他の地方公共団体の取組の視察や、有識者や70を超える関係団体との意見交換などを重ねながら作成したものです。 その団体には、障害児に対する支援を行っている関係団体や、特別支援学校のPTA連合会などが含まれており、障害のあるこども・若者、その保護者や養育者が本条例の対象から漏れることのないように規定しています。</p>

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
120	一	その他	本条例の準備を進めている方々に敬意を表します。	E	ありがとうございます。本条例の制定により、社会全体で子ども・若者や保護者・養育者を支え、安心して子育て・子育てができる社会づくりに向けて取り組んでまいります。
121	一	その他	<p>条例化することで裁判などにおいて誤った判断される根拠となり得るルールは、県民および県内の企業にとって負担となるだけで、このような理念条例はもう必要ありません。</p> <p>LGBT条例と同じ過ちをするおつもりでしょうか。子供が決めたこと、欲することが顕著に強調され、その決定は絶対であって、親が見守り、助言することを著しく阻害するものとなる懸念がある。親が安心して子育てができる環境を整える条例ではない。例として、子供が性同一障害の悩みを抱えていて、「性転換手術を受けたい」と決めたことに対して、成長期の子供に対して「大人になってから考えてもいい、不可逆なことを早急に急ぐな」と親が助言できなくなる懸念がある。また、県が整備した相談体制（専門施設、学校、先生などを想定）に子供が相談した内容は、親に情報共有、情報提供されない懸念がある。</p> <p>よって、この条例は「親の養育権」に相当する親の権利の侵害するものです。</p> <p>また、上記の条例は、子供中心、子供の人権、子供の決定権を大事にする趣旨としながら、一方では県立別学高校の共学化問題に対して別学在校生である子供の権利、意向を無視して共学化を推進しており、自民党は自己矛盾している。多くの県民も共学化を望んでいないことが県教育委員会のアンケート結果からも明らかである。別学12校による有志が実施した埼玉県議会議員向けのアンケートにおいて、党議拘束により自由な議論が封じられ、自民党議員57人の回答はわずか3人に留まっている。とても県民に対して真摯に向き合っているとは思えない。</p> <p>昨年10月のいわゆる留守番禁止条例の際に、全国的な騒ぎに発展したのにも関わらず、県民には納得できるような説明を十分にせず、何も責任を取らず現体制が維持されている。</p> <p>いまの埼玉県自民党県議団は、既存の秩序、伝統、文化、規範など社会システムの根幹を破壊することばかり推進しており、とても埼玉県民の生活の質の向上に繋がる活動とは思えない。このような体制で、新たな条例案が提起されても不信感しかない。繰り返しながら、県民および県内の企業にとって負担となるような条例は不要です。</p>	E	<p>本条例で規定することも・若者の意見を尊重することについて、子ども・若者の主張も聞かずに一方的に否定することは望ましくありませんが、意見を聴いた上で、その意見を実現することが子ども・若者にとっての最善の利益には繋がらないと判断した場合には、その選択を止めるなど、子ども・若者の意見とは異なる結論が導かれるということはありません。</p> <p>なお、そのような場合であっても、異なる決定が行われた理由をしっかりと説明できることが「子ども・若者の意見の尊重」に繋がるものと考えています。</p>
122	一	その他	本骨子案は、子どもの権利について網羅的に示され、専門家からの優れたご教授を御受けになったであろうことは、拝察できます。	E	ありがとうございます。子ども・若者の権利保障や幼児教育、子ども・若者の意見聴取や居場所づくりなどに深い知見をお持ちの有識者からも御講演いただきながら知見を深めるとともに、本条例の内容に関して御意見を伺いながら策定しました。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
123	—	その他	埼玉県子ども・若者基本条例作成において、有識者や関係団体から意見を聴きながら作成しているとのことではあるが、具体的にどのような団体かいくつかは記載がされているが、それらの団体が偏った考えの人で構成されている場合、誤った方向へ進む危険性がある。 また、このパブリックコメントにおいてもわざわざこのホームページに入らなければならない、さらに住所氏名の記載が必要であり、意見を述べることを躊躇する人も多であろう。各学校を通じて、さまざまな意見を持つ保護者や子ども達当事者に意見を聴く機会を設ける等の努力があまりにも少ないと思う。	E	本条例に関しては、令和5年6月にプロジェクトチームを立ち上げてから、1年以上をかけて、他の地方公共団体の取組の視察や、有識者や70を超える関係団体との意見交換などを重ねながら作成したものです。有識者や関係団体からも具体的な施策の要望や条例化に向けた提言などをいただき、本県としても、本県における施策の基本的方向性を明確にするとともに、社会全体で子育て・子育てを支える重要性を広く呼び掛ける必要があると考えたことから、その趣旨を盛り込んだ条例を制定したものです。 なお、本県議団のパブリックコメントの手続きに関する御意見は今後の参考とさせていただきます。
124	—	その他	時間をかけて、さらにより良いものとしていくことを希望します。 自民党県議団の皆さんが、さまざまな団体や有識者からの意見を聴きながら、子どもと若者に焦点を当てた条例案を作成されたことに対して、まず心からの敬意を表します。 そのことを前提として、意見を述べさせていただきます。とても意欲的に取り組んでいらっしゃるということはよく分かりますが、条例分全体を読んで感じたのは、とても荒削りだということです。子ども・若者に中心をすえた条例を作るのならば、本当に他の自治体から見本となるような素晴らしいものを作って欲しいと思います。いろんな団体からの意見を聴取したとは伺っていますが、この「骨子案」をベースにしながら、さらに時間をかけているんな方や団体の意見を聴き、協議を行う中で、より良いものにして欲しいと思います。	E	子ども・若者に焦点を当てた条例案の作成に対し、敬意を表していただき、ありがとうございます。 本条例に関しては、令和5年6月にプロジェクトチームを立ち上げてから、1年以上をかけて、他の地方公共団体の取組の視察や、有識者や70を超える関係団体との意見交換などを重ねながら作成したものであり、相当に時間をかけ、丁寧に議論を深めてきたと考えております。 その上で、子ども基本法もすでに施行されており、子ども・若者の健やかで幸せな成長を後押しする動きが高まっている中で、本県においても一日でも早く、子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者が健やかで幸せに成長することができる社会の実現に向けて、子育て・子育てを推進するための政策の充実・強化に取り組む必要があると考えたことから、令和6年9月定例会で提案することとしたものです。今後、国の制度改正もしくは社会的環境の変化に伴い、条例改正する場合もございますが、引き続き関係団体からの意見聴取等も適宜行ってまいります。
125	—	その他	保護者がまず、指導規制対象の目線でのこの法案の定義自体が理解できません。 教師の存在意義も無視した様な在り方からの提案です。欺瞞に強く嫌悪を覚えます。	E	子ども・若者の健やかな成長のため、他法令の内容も踏まえ、保護者・養育者の役割を規定していますが、保護者・養育者を指導規制対象としたものではありません。 保護者がその役割を果たすことができるよう社会全体で子育てを支えることを目的として制定したものです。
126	—	その他	「社会全体で子どもや子育てを支える」という趣旨に賛同します。 「泣く子どもを公共の場に連れてくるな」「ベビーカーが邪魔だ」「子どもの遊び声がうるさい」、今の世の中は子どもや親に厳しすぎるのではなないでしょうか。 もちろん、子どもを生んだ以上、ちゃんと責任を持って育てたいとは思っています。だからといって、子どもの声がうるさいとかはどうしようもならないと思います。日本の課題である少子化の解消にだって少しでも貢献していると思いますが、それに冷たいと思います。子どもや子育てをしている人にもう少し寛容な社会となってくれることを望みます。特に子どもには大変な世の中で希望を持って育ててもらいたいです。	E	ありがとうございます。本条例の制定により、社会全体で子ども・若者や保護者・養育者を支え、安心して子育て・子育てができる社会づくりに向け取り組んでまいります。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
127	一	その他	<p>世間から虐待禁止条例のやり直しでは？と言われてますね。</p> <p>子ども若者を守る為の条例と言いながら、LGBTや包括的性教育の導入で子ども達を洗脳してしまう可能性があります。</p> <p>親の意に反して性教育されるのは恐ろしいことです。</p> <p>また、県立高校の縮小、更なる私立振興で埼玉県の教育環境を変えられてしまうのは反対です。</p> <p>県立高校の共学化を推進している以上、この条例にも有利に働く文言があるのではと思います賛成はできません。</p>	E	<p>本条例においては、子ども・若者が性に関して正しく理解し、適切に行動を取ることができることは、子ども・若者の健康や安全を確保する観点からその最善の利益を図ることを考慮した際に、非常に重要なことであると考え、規定したものです。</p> <p>なお、性に関する知識や情報を提供するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、子ども・若者や保護者その他関係者の理解を得る必要があります、これらの方々の方々の多様な意見を聴取して、当該施策が行われるものと考えています。</p> <p>また、説明資料の第19条に記載する「私学助成の拡充」に関しては、単に経済的負担の軽減を図る施策の分かりやすい一例として挙げたものでございます。本項に基づく具体的な施策の内容につきましては、今後、執行部において決定されるものです。</p>
128	一	その他	<p>15条について、人種、国籍に関わらず、の部分が、昨今県南東部を中心に各種問題が顕在化している不法滞在者の子どもに対する免罪符となってしまう恐れはないのか。</p> <p>また、17条について、LGBT法案制定を契機に全国で活発となっている様に見える、行き過ぎた性教育を後押しすることにならないか。</p> <p>以上について、ノイズマイノリティではなく、サイレントマジョリティの保護者や養育関係者、何より子どもたちが安心して埼玉県で育ち育てていけるのか、明らかにしてもらいたいと、文言としてがっちり担保してほしいです。</p> <p>また、民間支援団体について、官民の連携はあらゆる場面において、大変有用であることは言うまでもありません。しかしながら、補助金を得ることに重きを置いているのではないかと、疑うような団体の存在が露見し始めていることは由々しき問題であると憂慮しております。一度お墨付きを与えてしまうと、団体は離したくない、与えた側は過ちを認めたくない、果てはお墨付きを与える過程での不正を明かされたくない等々結びつきを解消するためには多くのハードルがあると言われてます。そのためにも補助金支給については、第三者委員会による事前調査、徹底的な情報開示など、できうる限りの不正防止対策を講じる必要があると思います。</p> <p>解釈次第で悪意あるものにとっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法滞在の合法化への悪用 ・多くの親が望まない包括的性教育推進の免罪符 ・「民間支援団体」にとって新たな金蔓の錦の御旗 <p>になりかねない本条例、運用面について、厳しい監視と情報公開体制を施行と同時に発動していただきたいと強く訴えます。</p>	E	<p>第15条の規定は、人種、国籍、性別を理由に差別しないというものです。</p> <p>個別具体的な事項に関する回答は控えさせていただきますが、刑法、入国管理法などの関係する法令に定めるところに従い、対応されるものと考えています。</p> <p>また、第17条の規定は、子ども・若者が性に関して正しく理解し、適切に行動を取ることができることは、子ども・若者の健康や安全を確保する観点からその最善の利益を図ることを考慮した際に、非常に重要なことであると考え、規定したものです。</p> <p>なお、性に関する知識や情報を提供するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、子ども・若者や保護者その他関係者の理解を得る必要があります、これらの方々の方々の多様な意見を聴取して、当該施策が行われるものと考えています。</p> <p>また、御意見のとおり、民間支援団体を持つ専門的な知識及び経験は、子ども・若者の居場所の整備をはじめ、子育てに関する施策の大きな力になるものと考えています。具体的にどのような団体と連携を図るのかは、個別に判断されるものと考えておりますが、公金の支出に関しては、地方自治法その他の法令に定めるところに従い、当然に適正に処理されるものと考えています。</p>
129	一	その他	<p>本条例案について県議団より公開されている「骨子案」並びに「説明資料」を拝読させていただきました。</p> <p>またそれに先んじて自民党県会議員さんにお話を伺い、本件については各市のPTA会長さんをはじめ、様々な方へ事前にプリーフィングをされている事なども教えていただきました。</p> <p>私は昨年の""やらかし""を念頭に、リベンジと言う言葉を使いましたが、今回は丁寧な根回しをされて進められているように感じました。</p>	E	<p>ありがとうございます。</p> <p>本条例に関しては、PTA団体など70を超える関係団体との意見交換などを重ねながら作成したものです。</p>
130	一	その他	<p>法において努力義務となっているものを義務化するなど、子ども若者施策に真摯に向き合っている姿勢には本気度を感じます。また、今まで見過ごされてきた、権利教育の推進や権利擁護（救済）に関しても言及されていること、次世代を担う子ども・若者を社会全体で育てていく、縦割りの法制度において隙間のできていた、出生前からの切れ目ない支援の実現に向け、社会全体が丸となり取り組んでいくための指針としての役割も果たせる内容になっていると思います。</p> <p>当事者の意見の反映に関しては、あらゆる特性を持つ方からもしっかりと意見が聞けるような人材育成についても考慮され、PDCAを回していくことにより、当事者意識・地域力の醸成に繋がりが、子ども・若者にとってやさしいまち、それが誰もが自分らしくありのままで安心して暮らしていけるまち、社会的包摂へと繋がっていくと感じます。</p>	E	<p>内容について御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>出生児から切れ目ない支援の実現に向け、関係部局が横断的かつ一体的に連携して、子育て・子育てに関する施策に取り組んでいくとともに、社会全体で相互の連携の確保に努めていくことを規定しております。</p> <p>御意見のとおり、本条例の制定により、子ども・若者にとってやさしく、また、自分らしく安心して暮らしていける社会を実現を目指したいと考えています。</p>

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
131	一	その他	全体的に、こども・若者基本条例と言えるものではないと思います。 具体的に子どもに直接、または子どもに関わる団体から意見を聞いたようにも思えなく、偏っているように感じました。 少子化対策、子育て環境整備、保護者支援がを含められていると、だれのものの条例なのかなあと、不安になりました。	E	本条例の内容に関しては、その活動目的を問わず、こども・若者に関係する70以上の団体から要望や意見を伺っています。また、こども・若者に条例制定に参画してもらうため、県内の放課後児童クラブに伺ったり、中学生や大学生などから様々な要望や意見を伺いました。 なお、少子化対策は本条例の目的や施策に含めておりません。 子育て環境の整備や保護者支援を含めた理由として、有識者の講演を通して、こども・若者が健やかに幸せに成長することができるためには、保護者や養育者も幸せを感じて過ごすことができる環境も必要であると考えたためです。 子育てに対して悩みや不安を抱えている保護者・養育者も多く、「子育て環境整備」や「保護者支援」も今後さらに拡充しなければならないと考えております。
132	一	その他	矛盾点が条例内に散見される。虐待防止条例ほどではないが、このまま議会に回り、公になったとき埼玉県のマイナスにならないか？条例の目指す具体像も乏しいのが残念。	E	本条例の内容に関しては、その活動目的を問わず、こども・若者に関係する70以上の団体から要望や意見を伺いました。条例の目指す具体像としては、第1条の目的のとおりです。
133	一	その他	意見聴取しているというが、ごく限られたお友達の間での意見など意味ない。	E	本条例の内容に関しては、その活動目的を問わず、こども・若者に関係する70以上の団体から要望や意見を伺いました。
134	一	その他	いくらでも言いたいことはあります。 何度も陳情していますが、子どもに害しかないワクチン接種、マスク着用の実質的な強制をやめてください。	E	本条例ではこども・若者を危害から守るために必要な施策を講ずることを規定しています。 本条では危害の例示として、犯罪、事故、性暴力、虐待、貧困、いじめ、体罰、心身の健康又は発達に有害な労働を挙げておりますが、その他の危害として、どのような事項がこどもたちにとって害（危害）となるかは、適切に判断される必要があると考えています。

意見数	条	見出し	意見	結果	対応
135	一	その他	<p>いろいろとご検討下さり、ありがとうございます。子どもたちのために何かをしたいというお気持ちは、大変貴重だと思います。しかし今、なぜ、拙速にこの条例を作ろうとされているのかが分かりません。この条例が本当に必要なのか、作るとしたら県の独自性ももっと盛り込めないのか、もっと子どもの権利を改めてしっかり考えた上で、時間をかけて検討しても遅くないと思います。子どもの権利条例を、まずは子どもの権利条例を作り、若者支援条例は別途作ってはいかがでしょうか。</p> <p>作るプロセスから子どもたちの参画を得て、作ってはいかがでしょうか。</p> <p>条例を作ることが目的ではなく、そのプロセスをもっと大切にしていきたいと思います。</p>	E	<p>提案の背景として、国において、子ども・若者の健やかで幸せな成長を後押しする動きが高まっており、こうした機会を捉え、本県としても、子育てに関する政策の充実・強化を図る必要があると考えたものです。そのためには、本県における施策の基本的方向性を明確にするとともに、社会全体で子育て・子育てを支える重要性を広く呼び掛ける必要があると考えたことから、その趣旨を盛り込んだ条例を制定したものです。</p> <p>条例の名称は、子ども・若者の権利の保障はもちろん、子育てや子育てを推進するための総合的な政策も盛り込んだ包括的な条例であることを示すため、「子ども・若者基本条例」としたものです。</p> <p>本条例においては制定までのプロセスを重要視しています。</p> <p>本条例に関しては、令和5年6月にプロジェクトチームを立ち上げてから、1年以上をかけて、他の地方公共団体の取組の視察や、有識者や70を超える関係団体との意見交換などを重ねながら作成したものです。また、子ども・若者に条例制定に参画してもらった観点から、県内の放課後児童クラブに伺ったり、中学生や大学生などから様々な要望や意見も伺いながら本条例を作成しました。</p>
136	一	その他	<p>自民党さんはいわゆる「お留守番禁止条例」について真摯に反省されたのでしょうか。</p> <p>今回の条例については、「子ども・若者関係団体、有識者、子ども・若者」から意見を聞きながら策定したとありますが、その期間はあまりにも短く、また少ないように思えます。もっと多くの声を聞き時間をじっくりかけてから骨子案をつくるべきだったのではないのでしょうか。</p> <p>また、「県議会での質疑を経て」とありますが、他会派の質疑応答ではなく、議会内に特別委員会を設置するなどして、自民党案の採択を目指すのではなく、議会全体として議論を深めたうえで骨子さんを策定し、それからパブリックコメントで県民の意見を聞くべきではないのでしょうか。全議員・全会派が専門家や当事者（子ども）の意見を聞き、議論して初めて議会が作成した条例といえるのではないですか。</p> <p>9月議会で拙速に採択を目指すのではなく、特別委員会を設置して1年くらいかけて議論を深めたうえで策定を願います。</p>	E	<p>本条例に関しては、令和5年6月「子どもまんなかプロジェクトチーム」立ち上げてから1年以上にわたり、他自治体の取組の視察や有識者による講演等を通じて、子ども・若者の権利や政策に関する知見を深めてまいりました。条例の内容についても、有識者や70を超える関係団体との意見交換などを重ねながら作成するなど、相当に時間をかけ、かつ、丁寧に議論を深めてきたところであると考えております。今後、国の制度改正・社会情勢の変化に伴い本条例が改正する可能性もございますが、関係団体からの意見・要望等の聴取も引き続き継続してまいります。</p>
137	一	その他	<p>自民党埼玉はこのところ信用度が急激に落ちており、今回の件もなにか裏がある、特に、自民党埼玉の一部の議員の、私利私欲・利権狙いであると思ってしまう状況になっている。既に信用されていないのだから、新たな条例を提案し、数の力で決定すべきではない。</p>	E	<p>本条例に関しては、有識者や関係団体等から、子ども・若者の権利を保障し、子育て・子育てにやさしい社会を確立するための条例が必要との御意見や提言をいただきました。</p> <p>また、本条例の内容に関しては、その活動目的を問わず、子ども・若者に関係する70以上の団体から御要望や御意見を伺いながら策定しました。</p>
138	一	その他	<p>今後の条例化へのプロセスについての要望があります。この条例には第12条のように施行により、多方面に影響を及ぼしうる規定があります。また若者の対象は無限定です。現状では条例施行の影響範囲は予想困難です。</p> <p>したがって、拙速に条例化を図るより、より広範な県部局や学校・子ども関係団体の意見聴取を行う、有識者などの検討会に諮問する、県議会特別委員会を設置する等、より良い条例策定のために時間をかけるべきだと考えます</p>	E	<p>本条例に関しては、令和5年6月「子どもまんなかプロジェクトチーム」立ち上げてから1年以上にわたり、他自治体の取組の視察や有識者による講演等を通じて、子ども・若者の権利や政策に関する知見を深めてまいりました。条例の内容についても、有識者や70を超える関係団体との意見交換などを重ねながら作成するなど、相当に時間をかけ、かつ、丁寧に議論を深めてきたところであると考えております。今後、国の制度改正・社会情勢の変化に伴い本条例が改正する場合も考えられますが、関係団体からの意見聴取等、引き続き継続して行ってまいります。</p>

※「埼玉県議会自由民主党議員団 議員提案政策条例案の策定に係るパブリックコメント手続に関する基本方針」第8条第4項の規定により、公表することにより個人の権利等を害するおそれがある意見についてはその一部を除いて公表しています。